

かながわ子どもみらいプラン  
(令和 2 年度～令和 6 年度)  
中間年の見直し【素案】

令和 4 年 月  
神奈川県

## 目次

### かながわ子どもみらいプラン（令和2年度～令和6年度）の中間年の見直し

|         |                               |    |
|---------|-------------------------------|----|
| 1       | かながわ子どもみらいプランの概要              | 1  |
| 2       | 見直しの経緯                        | 3  |
| 3       | 見直しの対象                        | 3  |
| 4       | 見直しの内容                        |    |
| (1)     | 幼児期の教育・保育の需給計画                | 5  |
| (2)     | 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数       | 7  |
| (3)     | 主な取組み事業                       | 9  |
| (4)     | 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値 | 14 |
| 別紙1     | 幼児期の教育・保育の需給計画の見直し状況          | 18 |
| 別紙2     | 主な取組み事業の見直し状況                 |    |
| 1       | プランの施策体系                      | 20 |
| 2       | 主な取組み事業の見直し状況                 |    |
| <基本的視点1 | 「子どもが生きる力」を伸ばすために>            | 21 |
| 重点施策1   | 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実        | 21 |
| 重点施策2   | 子ども・若者の健全育成の推進                | 28 |
| 重点施策3   | 支援を必要とする子どもを守る体制づくり           | 35 |
| <基本的視点2 | 「保護者が育てる力」を発揮するために>           |    |
| 重点施策1   | 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実  | 47 |
| 重点施策2   | 妊産婦及び子どもの健康の増進                | 53 |
| 重点施策3   | 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進        | 55 |
| <基本的視点3 | 「社会全体が支える力」を大きくするために>         |    |
| 重点施策1   | 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり     | 62 |
| 重点施策2   | 地域における子ども・子育て支援の充実            | 64 |
| 重点施策3   | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進     | 68 |
| 重点施策4   | 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進        | 71 |

## かながわ子どもみらいプランの中間年の見直しについて

### 1 かながわ子どもみらいプランの概要

子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進するため、平成27年3月に「かながわ子どもみらいプラン」を策定し、子ども・子育て支援新制度による子育て支援を充実・強化するとともに、保育所など多様な教育・保育サービスの充実、本県独自の地域限定保育士試験の実施などによる保育士確保対策、結婚から育児までの切れ目ない支援などに取り組んできました。

5年の計画期間の満了に伴い、引き続き、子どもや子育て家庭を応援する取組みを充実・強化し、すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざし、令和2年3月に「かながわ子どもみらいプラン（令和2年度～6年度）」（以下「プラン」という。）に改定しました。

※ プランは、政令・中核市を含む県全体を対象区域としています。

#### (1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

#### (2) プランの概要

##### ア 基本理念

すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします

##### イ めざす姿

- ① すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できる社会
- ② すべての保護者が、子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会
- ③ 地域社会のすべての構成員が、子どもの育ちや子育ての重要性に対する関心と理解を深め、子どもと子育て家庭を応援する社会

##### ウ 基本的視点及び施策体系

めざす姿の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を充実・強化します。

| 基本的視点「3つの力」            | 重点施策   | 個別施策ごとに具体的な取組み（主な事業）を位置付け |
|------------------------|--|---------------------------|
| 1 「子どもが生きる力」を伸ばすために    | 1 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実<br>2 子ども・若者の健全育成の推進<br>3 支援を必要とする子どもを守る体制づくり  |                           |
| 2 「保護者が育てる力」を発揮するために   | 1 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実<br>2 妊産婦及び子どもの健康の増進<br>3 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進                                 |                           |
| 3 「社会全体が支える力」を大きくするために | 1 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり<br>2 地域における子ども・子育て支援の充実<br>3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進<br>4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進 |                           |

##### エ 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

##### オ 計画の点検・評価及び推進体制

### (3) プランとSDGs (※) との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

プランにおける基本理念（「すべての子どもに笑顔があふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、プランの基本理念実現のための「3つの力」の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

※ SDGs (エスディー・ジーズ) : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)  
平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール(目標)を設定。

#### 【参考】SDGs [世界を変えるための17の目標]

| 1                  | 2          | 3               | 4            | 5                 | 6             |
|--------------------|------------|-----------------|--------------|-------------------|---------------|
| 貧困をなくそう            | 飢餓をゼロに     | すべての人に健康と福祉を    | 質の高い教育をみんなに  | ジェンダー平等を実現しよう     | 安全な水とトイレを世界中に |
| 7                  | 8          | 9               | 10           | 11                | 12            |
| エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 働きがいも経済成長も | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 人や国の不平等をなくそう | 住み続けられるまちづくりを     | つくる責任 つかう責任   |
| 13                 | 14         | 15              | 16           | 17                |               |
| 気候変動に具体的な対策を       | 海の豊かさを守ろう  | 陸の豊かさを守ろう       | 平和と公正をすべての人に | パートナーシップで目標を達成しよう |               |

#### 【プランに関連するゴール】

|                 |                  |                 |                      |              |
|-----------------|------------------|-----------------|----------------------|--------------|
| 1 貧困をなくそう       | 3 すべての人に健康と福祉を   | 4 質の高い教育をみんなに   | 5 ジェンダー平等を実現しよう      | 8 働きがいも経済成長も |
| 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |              |

## 2 見直しの経緯

### (1) 背景

子ども・子育て支援法の「基本指針（※）」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しや、プランの令和2年度及び3年度における達成状況の点検・評価結果等を踏まえ、中間年の見直しを行うこととしました。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

#### 【参考：基本指針（抜粋）】

「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（中略）認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、（中略）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。」

#### 【参考：第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日付け内閣府子ども・子育て本部事務連絡）（抜粋）】

市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

### (2) 見直しの審議経過

| 時 期                | 内 容   |
|--------------------|---|
| 令和4年4月             | ○ 見直しの基本的な考え方について審議<br>【神奈川県子ども・子育て会議（※1）】                    |
| 令和4年11月            | ○ 見直し素案について審議<br>【神奈川県子ども・子育て会議】<br>【神奈川県子ども・青少年みらい本部（※2）】    |
| 令和4年12月<br>～令和5年1月 | ○ 令和4年第3回県議会定例会に見直し素案を報告<br>○ 見直し素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施   |
| 令和5年2月             | ○ 見直し案について報告<br>【神奈川県子ども・青少年みらい本部】<br>○ 令和5年第1回県議会定例会に見直し案を報告 |
| 令和5年3月             | ○ 見直し案について審議<br>【神奈川県子ども・子育て会議】<br>○ 見直し後のプランを公表              |

※1 子ども・子育て支援法に基づき設置している附属機関（外部有識者等で構成）。

※2 子ども・青少年関連施策の一層の推進を図るため、全庁的な施策推進体制として設置している庁内会議。本見直しに関しては、「子ども・子育て支援推進部会」において審議。

### 3 見直しの対象

#### (1) 幼児期の教育・保育の需給計画

就学前児童の教育・保育の提供体制の確保を計画的に進めるため、各年度における教育・保育の需要量（量の見込み）とそれに対応する供給量（確保の内容）を記載している需給計画（※）について、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し内容を反映し、令和5年度及び6年度の数値を修正しました。

※ プランの需給計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げになっています。

<参考：子どもの年齢区分（認定区分）ごとの教育・保育の提供体制>

| 子どもの年齢区分（認定区分※） |   | 教育・保育の提供体制  |
|-----------------|---|---|
| 3～5歳            | 1号：教育標準時間認定<br>満3歳以上で、幼児期の教育を希望         | ○幼稚園（施設型給付対象園、私学助成対象園）<br>○認定こども園   |
| 3～5歳            | 2号：保育認定<br>満3歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望 | ○保育所<br>○認定こども園<br>○認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設）<br>○幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）<br>○企業主導型保育事業（地域枠のみ）  |
| 0～2歳            | 3号：保育認定<br>満3歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望 | ○保育所<br>○認定こども園<br>○地域型保育事業（小規模保育事業等）<br>○認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設）<br>○企業主導型保育事業（地域枠のみ）<br>○幼稚園接続保育（幼稚園における2歳児預かり保育等の3歳未満児の受入れ） |

#### (2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、家庭的保育者など、幼児教育や保育に従事する人材を計画的に確保するため、(1)の見直し状況やこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）等に基づき、令和5年度及び6年度における必要見込み人数を改めて算出しました。

#### (3) 主な取組み事業

プラン策定後に実施又は実施予定の施策・事業の追加等を行いました。

#### (4) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値

プランを着実に実施していくため、「子どもが生きる力」、「保護者が育てる力」、「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実・強化する施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値について、プラン策定後の社会状況の変化等を踏まえて見直しを行いました。

#### 4 見直しの内容

##### (1) 幼児期の教育・保育の需給計画（プラン p. 89～91）

33市町村のうち、17市町（※）の見直し後の数値を反映し、次のとおり令和5年度及び令和6年度の数値を修正しました。 ※11市町村は見直しなし、5市町は作業中のため未反映。

【幼児期の教育・保育の需給計画（県合計）】 ※市町村別の見直し後の需給計画は別紙1参照

##### <当初計画（見直し前）>

（単位：人）

|                 | 令和5年度                  |         |         |        |        |         | 令和6年度   |         |         |        |        |         |         |
|-----------------|------------------------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|
|                 | 1号                     | 2号      | 3号      |        |        | 計       | 1号      | 2号      | 3号      |        |        | 計       |         |
|                 |                        |         | 0歳      | 1～2歳   | 小計     |         |         |         | 0歳      | 1～2歳   | 小計     |         |         |
| ①需要量(量の見込み)     | 91,706                 | 111,513 | 16,541  | 70,504 | 87,045 | 290,264 | 86,928  | 113,709 | 17,007  | 72,153 | 89,160 | 289,797 |         |
| ②供給量<br>(確保の内容) | 特定教育・保育施設              | 57,091  | 104,567 | 15,017 | 57,281 | 72,298  | 233,956 | 55,842  | 106,996 | 15,478 | 58,551 | 74,029  | 236,867 |
|                 | 確認を受けない幼稚園             | 56,504  | -       | -      | -      | -       | 56,504  | 53,411  | -       | -      | -      | -       | 53,411  |
|                 | 特定地域型保育事業              | -       | -       | 2,110  | 7,498  | 9,608   | 9,608   | -       | -       | 2,273  | 7,972  | 10,245  | 10,245  |
|                 | 認可外保育施設                | -       | 986     | 841    | 4,162  | 5,003   | 5,989   | -       | 996     | 712    | 4,228  | 4,940   | 5,936   |
|                 | 幼稚園及び預かり保育<br>(長時間・通年) | -       | 9,992   | -      | -      | -       | 9,992   | -       | 10,029  | -      | -      | -       | 10,029  |
|                 | 企業主導型保育事業<br>(地域枠)     | -       | 343     | 256    | 1,285  | 1,541   | 1,884   | -       | 369     | 265    | 1,322  | 1,587   | 1,956   |
|                 | 幼稚園接続保育                | -       | -       | 0      | 718    | 718     | 718     | -       | -       | 0      | 778    | 778     | 778     |
| 合計              | 113,595                | 115,888 | 18,224  | 70,944 | 89,168 | 318,651 | 109,253 | 118,390 | 18,728  | 72,851 | 91,579 | 319,222 |         |
| ②-①             | 21,889                 | 4,375   | 1,683   | 440    | 2,123  | 28,387  | 22,325  | 4,681   | 1,721   | 698    | 2,419  | 29,425  |         |



##### <見直し後>

（単位：人）

|                 | 令和5年度                  |                     |                     |                    |                    |                     | 令和6年度               |                     |                     |                    |                    |                      |                     |
|-----------------|------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|----------------------|---------------------|
|                 | 1号                     | 2号                  | 3号                  |                    |                    | 計                   | 1号                  | 2号                  | 3号                  |                    |                    | 計                    |                     |
|                 |                        |                     | 0歳                  | 1～2歳               | 小計                 |                     |                     |                     | 0歳                  | 1～2歳               | 小計                 |                      |                     |
| ①需要量(量の見込み)     | 85,851<br>(▲5,855)     | 112,867<br>(+1,354) | 14,151<br>(▲2,390)  | 67,921<br>(▲2,583) | 82,072<br>(▲4,973) | 280,790<br>(▲9,474) | 82,012<br>(▲4,916)  | 112,604<br>(▲1,105) | 14,142<br>(▲2,865)  | 69,624<br>(▲2,529) | 83,766<br>(▲5,394) | 278,382<br>(▲11,415) |                     |
| ②供給量<br>(確保の内容) | 特定教育・保育施設              | 55,246<br>(▲1,845)  | 102,166<br>(▲2,401) | 13,487<br>(▲1,530) | 55,688<br>(▲1,593) | 69,175<br>(▲3,123)  | 226,587<br>(▲7,369) | 53,775<br>(▲2,067)  | 103,003<br>(▲3,993) | 13,473<br>(▲2,005) | 56,902<br>(▲1,649) | 70,375<br>(▲3,654)   | 227,153<br>(▲9,714) |
|                 | 確認を受けない幼稚園             | 54,865<br>(▲1,639)  | -                   | -                  | -                  | -                   | 54,865<br>(▲1,639)  | 50,033<br>(▲3,378)  | -                   | -                  | -                  | -                    | 50,033<br>(▲3,378)  |
|                 | 特定地域型保育事業              | -                   | -                   | 1,709<br>(▲401)    | 7,690<br>(+192)    | 9,399<br>(▲209)     | 9,399<br>(▲209)     | -                   | -                   | 1,734<br>(▲539)    | 8,298<br>(+326)    | 10,032<br>(▲213)     | 10,032<br>(▲213)    |
|                 | 認可外保育施設                | -                   | 1,123<br>(+137)     | 595<br>(▲246)      | 2,843<br>(▲1,319)  | 3,438<br>(▲1,565)   | 4,561<br>(▲1,428)   | -                   | 998<br>(+2)         | 630<br>(▲82)       | 2,830<br>(▲1,398)  | 3,460<br>(▲1,480)    | 4,458<br>(▲1,478)   |
|                 | 幼稚園及び預かり保育<br>(長時間・通年) | -                   | 13,404<br>(+3,412)  | -                  | -                  | -                   | 13,404<br>(+3,412)  | -                   | 13,412<br>(+3,383)  | -                  | -                  | -                    | 13,412<br>(+3,383)  |
|                 | 企業主導型保育事業<br>(地域枠)     | -                   | 417<br>(+74)        | 337<br>(+81)       | 1,154<br>(▲131)    | 1,491<br>(▲50)      | 1,908<br>(+24)      | -                   | 417<br>(+48)        | 337<br>(+72)       | 1,152<br>(▲170)    | 1,489<br>(▲98)       | 1,906<br>(▲50)      |
|                 | 幼稚園接続保育                | -                   | -                   | 0<br>(+0)          | 514<br>(▲204)      | 514<br>(▲204)       | 514<br>(▲204)       | -                   | -                   | 0<br>(+0)          | 636<br>(▲142)      | 636<br>(▲142)        | 636<br>(▲142)       |
| 合計              | 110,111<br>(▲3,484)    | 117,110<br>(+1,222) | 16,128<br>(▲2,096)  | 67,889<br>(▲3,055) | 84,017<br>(▲5,151) | 311,238<br>(▲7,413) | 103,808<br>(▲5,445) | 117,830<br>(▲560)   | 16,174<br>(▲2,554)  | 69,818<br>(▲3,033) | 85,992<br>(▲5,587) | 307,630<br>(▲11,592) |                     |
| ②-①             | 24,260                 | 4,243               | 1,977               | ▲32                | 1,945              | 30,448              | 21,796              | 5,226               | 2,032               | 194                | 2,226              | 29,248               |                     |

※ ( )は当初計画からの増減

※ 見直しを行う各市町において計画値を精査中のため暫定値

### 幼児期の教育・保育の需給計画（見直し後）

（単位：人）

|             | 令和5年度               |                     |                    |                     | 令和6年度               |                     |                    |                      |
|-------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|----------------------|
|             | 1号                  | 2号                  | 3号                 | 計                   | 1号                  | 2号                  | 3号                 | 計                    |
| ①需要量（量の見込み） | 85,851<br>(▲5,855)  | 112,867<br>(+1,354) | 82,072<br>(▲4,973) | 280,790<br>(▲9,474) | 82,012<br>(▲4,916)  | 112,604<br>(▲1,105) | 83,766<br>(▲5,394) | 278,382<br>(▲11,415) |
| ②供給量（確保の内容） | 110,111<br>(▲3,484) | 117,110<br>(+1,222) | 84,017<br>(▲5,151) | 311,238<br>(▲7,413) | 103,808<br>(▲5,445) | 117,830<br>(▲560)   | 85,992<br>(▲5,587) | 307,630<br>(▲11,592) |
| ②－①         | 24,260              | 4,243               | 1,945              | 30,448              | 21,796              | 5,226               | 2,226              | 29,248               |

※（ ）は当初計画からの増減

#### <「需給差（「確保の内容」－「量の見込み）」の状況>

○令和5年度、令和6年度ともに、すべての認定区分において「確保の内容」が「量の見込み」を上回っており、利用希望を満たす計画となっています。

#### 【参考】放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量（プランp. 63）

33市町村のうち、8市町（※）の見直し後の数値を反映し、次のとおり令和5年度及び令和6年度の数値を再集計しました。 ※16市町村は見直しなし、9市町は作業中のため未反映。

|          | 令和5年度       |             |            | 令和6年度       |             |            |
|----------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
|          | 見直し後<br>(A) | 見直し前<br>(B) | 差<br>(A－B) | 見直し後<br>(A) | 見直し前<br>(B) | 差<br>(A－B) |
| 量の見込み（①） | 81,234      | 74,902      | 6,332      | 82,955      | 76,779      | 6,176      |
| 目標整備数（②） | 85,023      | 75,748      | 9,275      | 87,268      | 78,181      | 9,087      |
| 需給差（②－①） | 3,789       | 846         |            | 4,313       | 1,402       |            |



## (2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数（プラン p. 101～102）

(1)の見直し状況やこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）等に基づき、次のとおり令和5年度及び令和6年度における必要見込み人数を改めて算出しました。

### 【見直し後の幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み人数（※）】

（単位：人）

| 職種       | （参考）<br>令和3年度<br>実績値 | 令和5年度       |             |            | 令和6年度       |             |            |
|----------|----------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
|          |                      | 見直し後<br>(A) | 見直し前<br>(B) | 差<br>(A-B) | 見直し後<br>(A) | 見直し前<br>(B) | 差<br>(A-B) |
| 幼稚園教諭    | 7,356                | 7,615       | 7,047       | 568        | 7,114       | 6,788       | 326        |
| 保育士      | 34,620               | 39,808      | 40,644      | ▲ 836      | 40,454      | 41,666      | ▲ 1,212    |
| 保育教諭     | 3,244                | 3,401       | 3,425       | ▲ 24       | 3,571       | 3,498       | 73         |
| 保育従事者    | 56                   | 124         | 92          | 32         | 135         | 101         | 34         |
| 家庭的保育者   | 134                  | 340         | 240         | 100        | 351         | 251         | 100        |
| 家庭的保育補助者 | 94                   | 230         | 206         | 24         | 238         | 215         | 23         |

#### <見直しの状況>

- 幼稚園教諭については、「幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）」に係る確保の内容の計画値が増加し、必要見込み人数が増加しました。
- 保育士については、「特定教育・保育施設」に係る確保の内容の計画値が減少したことから、必要見込み数が減少しました。
- 保育教諭については、「特定教育・保育施設」に係る確保の内容の計画値が全体的に減少したことから、令和5年度の必要見込み数は減少しましたが、幼保連携型認定こども園の利用児童数の伸びにより、令和6年度の必要見込み数は増加しています。
- その他の職種については配置基準を超えた職員配置が当初計画策定時より増加したこと等により、当初計画と比較して必要見込み人数が増加しました。

<参考> 施設・事業別、職種別、年齢別 配置基準（最低基準）

| 区 分       |                        | 必要となる人材              | 配置基準   |
|-----------|------------------------|----------------------|--|
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園                    | 幼稚園教諭                | 4歳以上児 30 : 1<br>3歳児 20 : 1   |
|           | 保育所                    | 保育士                  | 4歳以上児 30 : 1<br>3歳児 20 : 1   |
|           | 認定こども園                 | 幼稚園教諭<br>保育士<br>保育教諭 | 1～2歳児 6 : 1<br>0歳児 3 : 1   |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育事業                | A型 保育士               | 1～2歳児 6 : 1<br>0歳児 3 : 1 } +1名                                       |
|           |                        | B型 保育士<br>保育従事者      | 1～2歳児 6 : 1<br>0歳児 3 : 1 } +1名<br>※1/2以上は保育士 (保育士)                   |
|           |                        | C型 家庭的保育者            | 0～2歳児 3 : 1  |
|           | 家庭的保育事業                | 家庭的保育補助者             | ※補助者を置く場合は5 : 2  |
|           | 居宅訪問型保育事業              | 家庭的保育者               | 0～2歳児 1 : 1  |
|           | 事業所内保育事業               | 保育士<br>保育従事者         | 定員20名以上 保育所と同様<br>定員19名以下 小規模保育と同様                                   |
| その他       | 幼稚園及び預かり保育<br>(長時間・通年) | 幼稚園教諭<br>保育士         | 4歳以上児 30 : 1<br>3歳児 20 : 1   |
|           | 企業主導型保育事業<br>(地域枠)     | 保育士<br>保育従事者         | 4歳以上児 30 : 1<br>3歳児 20 : 1<br>1～2歳児 6 : 1<br>0歳児 3 : 1<br>※1/2以上は保育士 |
|           | 幼稚園接続保育                | 幼稚園教諭<br>保育士         | 1～2歳児 6 : 1  |

(3) **主な取り組み事業** ※詳細は別紙2参照

プラン策定後の社会の変化等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大」、「新たな生活様式」への対応及び「既存事業の拡充その他見直し」の3つのポイントで、施策・事業の追加等を行いました。

ア **ポイント1** **新型コロナウイルス感染症の感染拡大**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県民生活に大きな影響を及ぼし、「生活困窮」や「孤独・孤立」の深刻化、「新たな生活様式」への対応といった課題が顕在化したことから、次のような施策・事業の追加等を行いました。

(7) 「生活困窮」への対応

**基本的視点1：「子どもが生きる力」を伸ばすために**

＜重点施策3 支援を必要とする子どもを守る体制づくり＞

個別施策(3) ひとり親家庭等自立支援の推進

【充実】① 相談体制と情報提供の充実等 (p. 38)

個別施策(5) 子どもの貧困対策の推進

【追加(再掲)】⑥ 子ども食堂の活動継続支援 (p. 40)

【追加】⑦ 「食」の面からの支援 (p. 40)

【追加】⑧ 生理の貧困への対応 (p. 40)

(4) 「孤独・孤立」への対応

**基本的視点1：「子どもが生きる力」を伸ばすために**

＜重点施策2 子ども・若者の健全育成の推進＞

個別施策(1) 子どもの放課後の居場所の確保

【追加】⑦ 子ども食堂の活動継続支援 (p. 29)

個別施策(4) 若者の自立に向けた支援

【充実】② 青少年相談窓口の運営及びNPOとの協働によるひきこもり青少年等の自立支援 (p. 33)

＜重点施策3 支援を必要とする子どもを守る体制づくり＞

個別施策(2) 社会的養育の充実・強化

【充実】④ 代替養育を経験した子ども(ケアリーバー)の自立支援の推進 (p. 37)

【追加】個別施策(10) ヤングケアラーへの支援 (p. 46)

① ケアラーコールセンター事業

② ケアラー支援専門員配置事業

③ ケアラー居場所づくり支援事業

ウ) 「新たな生活様式」への対応

**基本的視点1：「子どもが生きる力」を伸ばすために**

＜重点施策1 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実＞

個別施策(2) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

【追加】⑰ オンライン学習のための通信環境の整備 (p. 25)

**基本的視点2：「保護者が育てる力」を発揮するために**

＜重点施策3 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進＞

個別施策(5) 子どもを災害・感染症から守るための施策

【追加】⑤ 感染拡大防止対策のための保健衛生用品の購入及び購入費補助 (p. 60)

【追加】⑥ 感染拡大防止対策のための改修や設備の整備等への補助 (p. 60)

【追加】⑦ 入学者選抜における感染症対策 (p. 61)

【追加】⑧ 特別支援学校の通学における感染拡大防止対策 (p. 61)

イ **ポイント2** 新たな政策課題への対応

プラン策定後の新たな政策課題に対応するため、事業の追加等を行いました。

**基本的視点1：「子どもが生きる力」を伸ばすために**

＜重点施策1 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実＞

個別施策(5) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

【追加】⑱ GIGAスクール構想の推進 (p. 25)

**基本的視点2：「保護者が育てる力」を発揮するために**

＜重点施策2 妊産婦及び子どもの健康の増進＞

個別施策(1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実

【追加】⑤ 低出生体重児の育児支援 (p. 54)

＜重点施策3 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進＞

個別施策(1) 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等

【追加】⑧ 送迎バスの安全管理の徹底 (p. 56)

個別施策(4) 子どもを犯罪から守るための活動等の推進

【追加】⑩ 子どもを性犯罪等から守る取組みについての研究 (p. 59)

【追加】個別施策(6) 予防のための子どもの死亡検証の推進

① 予防のための子どもの死亡検証(CDR)体制整備に向けた研究 (p. 61)

**基本的視点3：「社会全体が支える力」を大きくするために**

＜重点施策2 地域における子ども・子育て支援の充実＞

個別施策(1) 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

【追加】⑫ 子育て世帯訪問支援事業への支援 (p. 65)

ウ **ポイント3** 既存事業の拡充その他見直し

プラン策定後に事業の拡充その他見直しを行った事業について、事業内容の修正等を行いました。

**基本的視点1：「子どもが生きる力」を伸ばすために**

＜重点施策1 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実＞

個別施策(2) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

【充実】⑥ グローバル化に対応した教育の推進 (p. 23)

＜重点施策3 支援を必要とする子どもを守る体制づくり＞

個別施策(6) 障がい児への支援の充実

【充実】⑧ 重度障がい児等への支援の充実 (p. 42)

【充実】⑨ 医療的ケア児への支援の充実 (p. 42)

**基本的視点2：「保護者が育てる力」を発揮するために**

＜重点施策1 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実＞

個別施策(1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

【充実】② 認可外保育施設の認可化促進 (p. 47)

＜重点施策2 妊産婦及び子どもの健康の増進＞

個別施策(1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実

【廃止】 特定不妊治療に対する助成の実施

＜重点施策3 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進＞

個別施策(2) 子育てに配慮した住宅施策

【廃止】 特定優良賃貸住宅の提供

**基本的視点3：「社会全体が支える力」を大きくするために**

＜重点施策2 地域における子ども・子育て支援の充実＞

個別施策(1) 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

【充実】② 一時預かり事業への支援 (p. 64)

【充実】⑨ 病児保育事業への支援 (p. 65)

【追加】⑩ 地域における就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 (p. 65)

## 【参考】新型コロナウイルス感染症に係るその他の取組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る取組みのうち、施策・事業の追加等を行わなかった子ども・子育て支援の取組みは次のとおりです。

### ＜感染防止のための支援＞

#### ○ 抗原検査キットの配布

新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢となっていない園児や児童等における感染拡大を防止するため、保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校等を通じて園児や児童等のいる家庭に抗原検査キットを配布

#### ○ 未病対策普及啓発事業

未病改善の考え方、健康課題やセルフマネジメント等について高校生が学習するための教材に、新たに感染症等の情報をコラムとして追加して配布し、授業等で新型コロナウイルス感染症を含めた健康リテラシーを高めるための支援を実施

### ＜子ども・保護者への支援＞

#### ○ 放課後等デイサービスの利用増に伴う費用の補助

学校休業による放課後等デイサービスの利用増に伴う、市町村のサービス報酬負担の増加分及び利用者負担の増加分等の費用について補助

#### ○ ひとり親世帯への生活支援（市域除く）

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少、食費等による支出の増加に対する支援を行うため、特別給付金を支給

#### ○ 濃厚接触児童の一時保護（政令市・中核市除く）

保護者が新型コロナウイルス感染症で入院するなど、保護者が不在となった濃厚接触児童を一時保護する専用の児童福祉施設を設置

#### ○ 私立高校生等への奨学給付金支給

低所得世帯の生徒に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業及び段階的な学校再開において実施されるオンライン学習に係る通信費を支援

#### ○ 私立学校生徒への学費緊急支援補助

保護者の失職や倒産等により、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対する補助

#### ○ 私立学校に係る修学旅行等キャンセル料の補助

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う修学旅行等の中止や延期により生じたキャンセル料について、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、学校設置者が負担した経費を補助

#### ○ 教育相談体制の充実

児童・生徒の心のケアや支援ネットワークの構築等のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制を強化

#### ○ 県立高校生等への奨学給付金の支給

低所得者世帯等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給（対象世帯の内、生活保護世帯以外の世帯に対しては、オンライン学習に必要な通信費相当額を増額して支給

○ 県立学校における修学旅行等のキャンセル料等の支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、各家庭等の負担軽減を図るため、支援を行う。

<施設運営への支援>

○ 登園自粛要請・臨時休園に係る保育施設保育料補助

登園自粛要請や臨時休園をした場合、認可保育施設については保育料の減免分を施設型給付費で負担し、減免制度のない認可外保育施設については収入減となる保育料相当額を補助

○ 放課後児童クラブの追加費用に対する財政支援

・ 小学校の臨時休業に伴う対応に係る補助

小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所した場合に追加で生じる経費等を補助

・ 放課後児童クラブの臨時休業等に係る補助

放課後児童クラブを臨時休業させた場合等に、市町村が保護者へ返還した日割り利用料に係る経費を補助

○ 感染防止対策研修

令和2年10月に全保育施設を対象として、感染防止対策に関する特別講座のオンライン研修を開始し、12月には認可外保育施設向けの集合研修を実施

○ 臨時休業に伴う補充のための授業に係る非常勤講師の任用

臨時休業に伴う補充のための授業等を実施するため、非常勤講師、学習指導員等を配置

○ 市町村立小・中学校の教員の追加配置（政令市除く）

最終学年（小6・中3）のティーム・ティーチング等を実施するための教員を配置したほか、児童・生徒の心身の健康への対応等のための養護教諭を配置

○ 学習指導員の配置（政令市除く）

児童・生徒一人ひとりに合ったきめ細かな指導や支援を行い、また、新型コロナウイルス感染症の対応のために、教員や学校の教育活動を支援することを目的として、市町村立小・中・特別支援学校（政令市を除く）に学習指導員を配置するとともに、県立特別支援学校に配置

○ 学校支援スタッフ等の派遣

県立高校等において、きめ細かな指導や支援を行うため、ハイスクール人材バンクの登録者から学校支援スタッフ等を派遣

○ 公立幼稚園等におけるICT環境整備への補助

公立幼稚園等において、子どもを健やかに育むことができる体制を整えるためのICT環境整備に係る経費の一部を補助


<その他>

○ みんなの感謝お届け事業

コロナ禍において困難に立ち向かう医療・福祉従事者に広く感謝と労いの気持ちを伝えるため、医療機関・福祉施設にメッセージを添えた県産品等を贈呈

(4) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止・縮小を余儀なくされ、目標に届かなかった項目が多く、今後の影響が見通せないことなどから、事業実施方法の変更により実績の検証が困難となった次に掲げる項目を除き、現行計画の目標設定項目及び目標値を継続します。

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    | <b>見直し前</b>                             |  | <b>見直し後</b>                             |
| 20 | 放課後児童支援員及び放課後子ども教室指導者等の資質向上のための研修等の実施回数 |   | 放課後児童支援員及び放課後子ども教室指導者等の資質向上のための研修等の受講人数 |

<見直し後の目標設定項目及び目標値>

|                                 | 項目等                                      | 現況<br>(R3年度等<br>達成状況) | 目標             |                |
|---------------------------------|--|-----------------------|----------------|----------------|
|                                 |  |                       | R5年度           | R6年度           |
| <b>基本的視点1 「子どもが生きる力」を伸ばすために</b> |  |                       |                |                |
| 1                               | 「いのちの大切さを学ぶ教室」の実施回数                      | 0回                    | 80回            | 80回            |
| 2                               | いのちの授業作文コンクール応募件数<br>(幼・小・中・高・特別支援合計)    | 10,530件               | 10,000件        | 10,500件        |
| 3                               | 体力テスト総合評価5段階のうちD、Eの児童の割合                 | 37.0%                 | 26.5%          | 25.5%          |
| 4                               | 親子ふれあい体操教室実施市町村数(累計)                     | 0市町村                  | 14市町村          | 15市町村          |
| 5                               | 放課後子ども教室の実施箇所数(政令・中核市を除く)                | 178箇所                 | 256箇所          | 全小学校区数         |
| 6                               | 思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康などに関する健康教育等参加者数(累計) | 41,148人               | 67,500人        | 75,000人        |
| 7                               | 青少年エイズ・性感染症予防講演会の受講者数                    | 1,522人                | 12,000人        | 12,000人        |
| 8                               | 県内の全小学生6年生への児童向け喫煙防止啓発リーフレット配布数          | 県内全小学校6年生全員に配布        | 県内全小学校6年生全員に配布 | 県内全小学校6年生全員に配布 |
| 9                               | 県立高校等での喫煙防止教育の実施校数                       | 6校                    | 35校            | 35校            |
| 10                              | 神奈川県青少年保護育成条例の内容を知っている保護者の割合             | 50.0%                 | 71.0%          | 72.0%          |
| 11                              | 里親等委託率                                   | 21.6%                 | 22.9%          | 24.0%          |
| 12                              | 母子・父子自立支援員による相談件数                        | 22,278件               | 17,000件        | 17,000件        |
| 13                              | 保育エキスパート等研修に係る障がい児保育に関する研修の修了者数(累計)      | 6,876人                | 9,228人         | 10,624人        |
| 14                              | 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者数(累計)             | 50人                   | 60人            | 70人            |
| 15                              | いじめ認知件数のうち、「解消」した割合                      | 92.1%<br>(R2年度実績)     | 100%           | 100%           |



| 項目等                                | 現況<br>(R3年度等<br>達成状況)                           | 目標                   |                      |
|------------------------------------|---|----------------------|----------------------|
|                                    |   | R5年度                 | R6年度                 |
| <b>基本的視点2 「保護者が育てる力」を發揮するために</b>   |   |                      |                      |
| 16                                 | 保育所等利用待機児童数<br>306人<br>(R3.4.1現在)               | 0人                   | 0人                   |
| 17                                 | 放課後児童クラブの施設数                                    | 1,634施設              | 1,681施設              |
| 18                                 | 幼稚園教諭研修の受講者数(累計)                                | 4,057人               | 18,500人              |
| 19                                 | 保育エキスパート等研修の修了者数(累計)                            | 47,922人              | 80,245人              |
| 20                                 | 放課後児童支援員及び放課後子ども教室<br>指導者等の資質向上のための研修等の<br>受講人数 | 1,553人<br>(修正前一回)    | 1,600人<br>(修正前:年20回) |
| 21                                 | 妊娠出産について満足している者の割合                              | 80.4%<br>(R2年度実績)    | 84.5%                |
| 22                                 | 風しん予防接種者報告件数(累計)                                | 209,823件             | 292,000件             |
| 23                                 | 県立学校の児童・生徒によるDIG(災害図上<br>訓練)の実施率                | 50.9%                | 98.2%                |
| <b>基本的視点3 「社会全体が支える力」を大きくするために</b> |   |                      |                      |
| 24                                 | かながわ子育て応援パスポートの施設数                              | 3,600施設              | 3,865施設              |
| 25                                 | 病児・病後児保育事業の実施市町村数(累計)                           | 19市町村                | 28市町村                |
| 26                                 | 25～44歳の女性の就業率(暦年)                               | 76.0%<br>(R3.12月現在)  | 79.5%                |
| 27                                 | 事業所における育児休業利用者に占める男<br>性の割合                     | 25.7%<br>(R3.10.1現在) | 14.1%                |

## 【参考】神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

神奈川県は、令和4年10月21日、障がい者に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考える「当事者目線の障がい福祉」を進めるために条例を公布しました。今後、県民、市町村、関係団体などが一体となって、「ともに生きる社会かながわ」を目指していきます。

### 1 目的

当事者目線の障がい福祉の推進を図り、もって、障がい者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的としています。

### 2 基本理念

全ての県民が人として大事にされ、自分の生き方を自分で決められることや、住みたいと思う場所で自分らしく暮らせるようにすることなど、基本理念を定めています。

### 3 県、県民、事業者及び障がい福祉サービス提供事業者の責務

当事者目線の障がい福祉の推進のための県、県民、事業者及び障がい福祉サービス提供事業者の責務について定めています。

### 4 意思決定支援の推進

- ・ 障がい福祉サービス提供事業者は、「意思決定支援」を実施するように努めなければならないとあります。
- ・ 県は、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備し、障がい福祉サービス提供事業者に対し、意思決定支援に関する研修を行います。

### 5 障がいを理由とする差別、虐待等の禁止

すべての人は、障がい者に対し、障がいを理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはなりません。

### 6 障がいを理由とする差別に関する相談、助言等

県は、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制その他必要な体制を整備します。

### 7 社会的障壁の除去

県及び事業者は、障がい者から生活しづらいことや困ったことがあると言われなくても、負担が大き過ぎない時は、合理的な配慮を行うよう努めます。

### 8 虐待等の防止、早期発見等

- ・ 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障がい福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うとともに、障がい者に対する虐待に係る通報に関する普及啓発を行い、早期発見及び早期対応のための体制を整備します。
- ・ 障がい福祉サービス提供事業者は、障がい者に対する虐待等を防止するために、その従業者に対し、研修及び啓発を行うよう努めます。

### 9 障がい者の家族等に対する支援

県は、障がい者の家族等の日常生活における不安の軽減を図るため、障がい者の家族等に対し、情報の提供、相談の実施、助言その他の必要な支援を行います。

## 10 障がい者の社会参加

県は、障がい者の福祉に係る政策立案過程への障がい者の参加を促進するとともに、障がい者主体の活動の推進に努めます。

## 11 人材の確保、育成等

- ・ 県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材の確保、育成を図るため、情報提供、研修などを行うとともに、職場への定着を図るための措置を講じます。
- ・ 県は、県民等に、障がい者の福祉に係る活動や仕事への関心を深めるための措置を講じます。

## 12 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行します。



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusion Society

- 私たちは、あなたがいちをもち、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる社会の実現を目指します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を助けるあらゆる途、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、携り続けるのみでありません

ともに生きる 新子

幼児期の教育・保育の需給計画の見直し状況

(単位:人)

|     |      | 令和5年度          |                |        |                |                |       |                |                |       |                |                |       |       |                |                |        |
|-----|------|----------------|----------------|--------|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-------|-------|----------------|----------------|--------|
| No. | 県合計  | 1号             |                |        | 2号             |                |       | 3号             |                |       |                |                |       | 小計    | 合計             |                |        |
|     |      | ①<br>量の<br>見込み | ②<br>確保の<br>内容 | ②-①    | ③<br>量の<br>見込み | ④<br>確保の<br>内容 | ④-③   | 0歳             |                |       | 1~2歳           |                |       |       | ⑨<br>量の<br>見込み | ⑩<br>確保の<br>内容 | ⑩-⑨    |
|     |      |                |                |        |                |                |       | ⑤<br>量の<br>見込み | ⑥<br>確保の<br>内容 | ⑥-⑤   | ⑦<br>量の<br>見込み | ⑧<br>確保の<br>内容 | ⑧-⑦   |       |                |                |        |
|     | 県合計  | 85,851         | 110,111        | 24,260 | 112,867        | 117,110        | 4,243 | 14,151         | 16,128         | 1,977 | 67,921         | 67,889         | ▲ 32  | 1,945 | 280,790        | 311,238        | 30,448 |
| ①   | 横浜市  | 35,134         | 38,535         | 3,401  | 48,035         | 48,035         | 0     | 6,317          | 6,317          | 0     | 27,737         | 27,737         | 0     | 0     | 117,223        | 120,624        | 3,401  |
| ②   | 川崎市  | 13,025         | 13,025         | 0      | 22,440         | 22,970         | 530   | 3,126          | 3,148          | 22    | 14,567         | 14,567         | 0     | 22    | 53,158         | 53,710         | 552    |
| 3   | 相模原市 | 5,063          | 11,566         | 6,503  | 9,517          | 10,624         | 1,107 | 988            | 1,594          | 606   | 5,619          | 5,762          | 143   | 749   | 21,187         | 29,546         | 8,359  |
| 4   | 横須賀市 | 4,499          | 5,882          | 1,383  | 2,513          | 2,956          | 443   | 378            | 452            | 74    | 1,764          | 1,875          | 111   | 185   | 9,154          | 11,165         | 2,011  |
| ⑤   | 平塚市  | 2,531          | 3,582          | 1,051  | 2,573          | 2,573          | 0     | 237            | 428            | 191   | 1,544          | 1,544          | 0     | 191   | 6,885          | 8,127          | 1,242  |
| 6   | 鎌倉市  | 1,619          | 3,277          | 1,658  | 1,717          | 1,847          | 130   | 253            | 286            | 33    | 1,106          | 1,055          | ▲ 51  | ▲ 18  | 4,695          | 6,465          | 1,770  |
| ⑦   | 藤沢市  | 4,410          | 7,186          | 2,776  | 5,578          | 5,223          | ▲ 355 | 570            | 850            | 280   | 3,212          | 3,281          | 69    | 349   | 13,770         | 16,540         | 2,770  |
| 8   | 小田原市 | 1,438          | 2,358          | 920    | 2,028          | 2,282          | 254   | 258            | 293            | 35    | 1,213          | 1,214          | 1     | 36    | 4,937          | 6,147          | 1,210  |
| ⑨   | 茅ヶ崎市 | 2,637          | 3,125          | 488    | 3,024          | 3,129          | 105   | 302            | 360            | 58    | 1,925          | 1,589          | ▲ 336 | ▲ 278 | 7,888          | 8,203          | 315    |
| 10  | 逗子市  | 547            | 586            | 39     | 687            | 710            | 23    | 73             | 66             | ▲ 7   | 337            | 351            | 14    | 7     | 1,644          | 1,713          | 69     |
| 11  | 三浦市  | 415            | 722            | 307    | 200            | 262            | 62    | 18             | 21             | 3     | 109            | 102            | ▲ 7   | ▲ 4   | 742            | 1,107          | 365    |
| ⑫   | 秦野市  | 1,095          | 1,490          | 395    | 1,479          | 1,503          | 24    | 146            | 265            | 119   | 886            | 849            | ▲ 37  | 82    | 3,606          | 4,107          | 501    |
| ⑬   | 厚木市  | 2,172          | 2,480          | 308    | 2,294          | 2,608          | 314   | 247            | 401            | 154   | 1,178          | 1,258          | 80    | 234   | 5,891          | 6,747          | 856    |
| ⑭   | 大和市  | 2,506          | 2,858          | 352    | 3,349          | 3,711          | 362   | 374            | 496            | 122   | 2,128          | 2,128          | 0     | 122   | 8,357          | 9,193          | 836    |
| ⑮   | 伊勢原市 | 1,049          | 1,995          | 946    | 1,011          | 1,167          | 156   | 87             | 141            | 54    | 652            | 636            | ▲ 16  | 38    | 2,799          | 3,939          | 1,140  |
| ⑯   | 海老名市 | 1,988          | 2,172          | 184    | 1,495          | 1,621          | 126   | 187            | 228            | 41    | 1,110          | 916            | ▲ 194 | ▲ 153 | 4,780          | 4,937          | 157    |
| ⑰   | 座間市  | 1,453          | 1,896          | 443    | 1,410          | 1,519          | 109   | 168            | 197            | 29    | 740            | 740            | 0     | 29    | 3,771          | 4,352          | 581    |
| ⑱   | 南足柄市 | 280            | 490            | 210    | 441            | 449            | 8     | 19             | 62             | 43    | 211            | 231            | 20    | 63    | 951            | 1,232          | 281    |
| ⑲   | 綾瀬市  | 1,157          | 2,000          | 843    | 629            | 663            | 34    | 96             | 107            | 11    | 490            | 494            | 4     | 15    | 2,372          | 3,264          | 892    |
| 20  | 葉山町  | 348            | 875            | 527    | 234            | 339            | 105   | 41             | 59             | 18    | 179            | 196            | 17    | 35    | 802            | 1,469          | 667    |
| ㉑   | 寒川町  | 740            | 785            | 45     | 438            | 564            | 126   | 73             | 73             | 0     | 249            | 258            | 9     | 9     | 1,500          | 1,680          | 180    |
| ㉒   | 大磯町  | 415            | 587            | 172    | 255            | 232            | ▲ 23  | 20             | 30             | 10    | 151            | 113            | ▲ 38  | ▲ 28  | 841            | 962            | 121    |
| 23  | 二宮町  | 229            | 910            | 681    | 224            | 255            | 31    | 25             | 34             | 9     | 109            | 121            | 12    | 21    | 587            | 1,320          | 733    |
| 24  | 中井町  | 32             | 70             | 38     | 97             | 155            | 58    | 11             | 12             | 1     | 42             | 62             | 20    | 21    | 182            | 299            | 117    |
| 25  | 大井町  | 218            | 220            | 2      | 80             | 123            | 43    | 38             | 38             | 0     | 66             | 89             | 23    | 23    | 402            | 470            | 68     |
| 26  | 松田町  | 125            | 240            | 115    | 85             | 99             | 14    | 14             | 18             | 4     | 39             | 51             | 12    | 16    | 263            | 408            | 145    |
| ㉗   | 山北町  | 26             | 92             | 66     | 85             | 158            | 73    | 7              | 18             | 11    | 43             | 67             | 24    | 35    | 161            | 335            | 174    |
| 28  | 開成町  | 216            | 330            | 114    | 245            | 258            | 13    | 27             | 42             | 15    | 154            | 168            | 14    | 29    | 642            | 798            | 156    |
| 29  | 箱根町  | 28             | 120            | 92     | 83             | 164            | 81    | 15             | 16             | 1     | 60             | 77             | 17    | 18    | 186            | 377            | 191    |
| 30  | 真鶴町  | 22             | 36             | 14     | 55             | 70             | 15    | 5              | 6              | 1     | 20             | 29             | 9     | 10    | 102            | 141            | 39     |
| 31  | 湯河原町 | 69             | 125            | 56     | 190            | 312            | 122   | 8              | 21             | 13    | 95             | 127            | 32    | 45    | 362            | 585            | 223    |
| ㉙   | 愛川町  | 327            | 451            | 124    | 357            | 512            | 155   | 22             | 44             | 22    | 174            | 188            | 14    | 36    | 880            | 1,195          | 315    |
| 33  | 清川村  | 38             | 45             | 7      | 19             | 17             | ▲ 2   | 1              | 5              | 4     | 12             | 14             | 2     | 6     | 70             | 81             | 11     |

※ No. 欄の丸数字が見直しを行った市町村

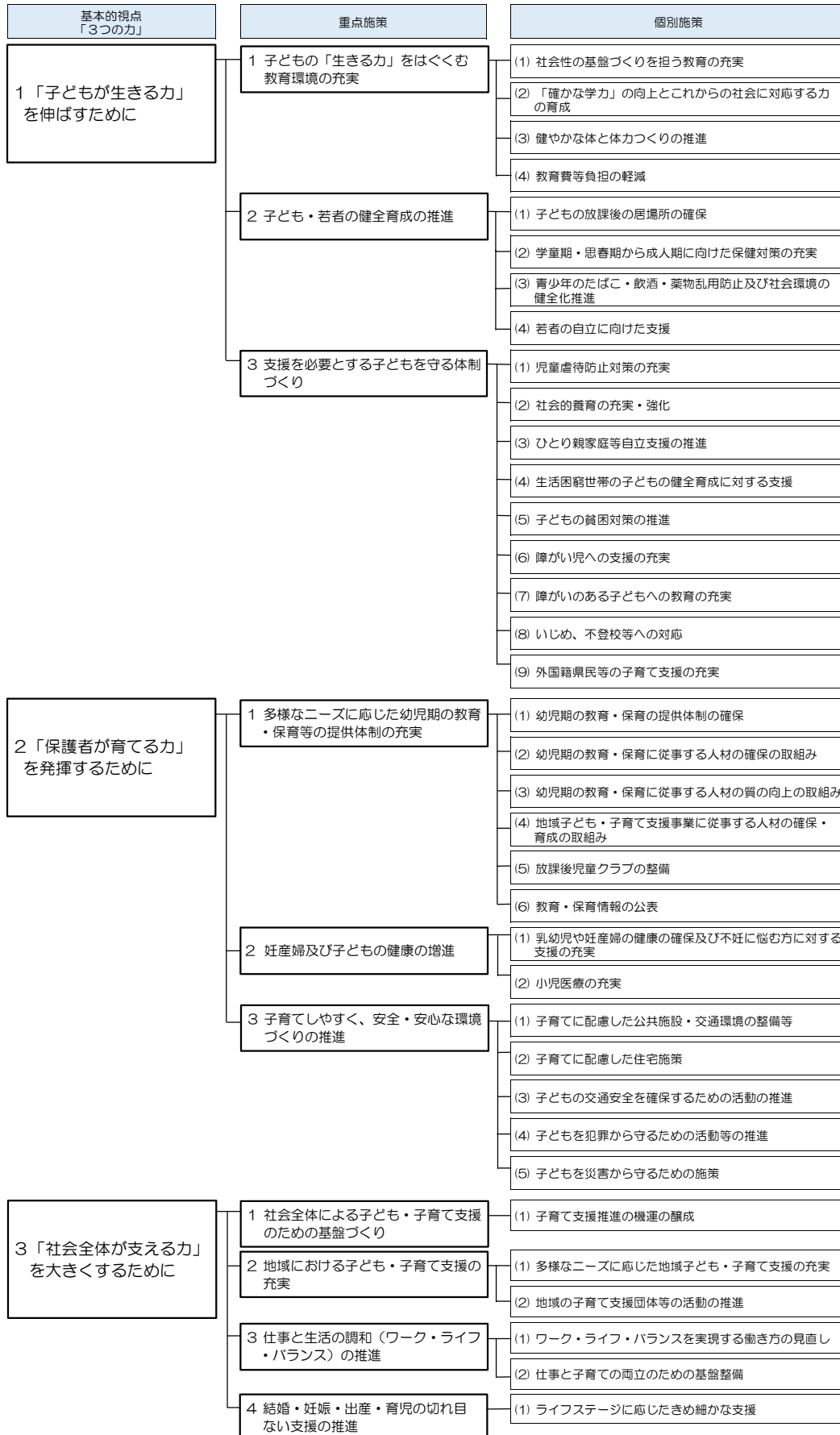
(単位:人)

| 令和6年度 |      |                |                |        |                |                |       |                |                |       |                |                |       |       |                |                |        |
|-------|------|----------------|----------------|--------|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-------|-------|----------------|----------------|--------|
| No.   | 県合計  | 1号             |                |        | 2号             |                |       | 3号             |                |       |                |                |       | 合計    |                |                |        |
|       |      | ①<br>量の<br>見込み | ②<br>確保の<br>内容 | ②-①    | ③<br>量の<br>見込み | ④<br>確保の<br>内容 | ④-③   | 0歳             |                |       | 1~2歳           |                |       | 小計    | ⑨<br>量の<br>見込み | ⑩<br>確保の<br>内容 | ⑩-⑨    |
|       |      |                |                |        |                |                |       | ⑤<br>量の<br>見込み | ⑥<br>確保の<br>内容 | ⑥-⑤   | ⑦<br>量の<br>見込み | ⑧<br>確保の<br>内容 | ⑧-⑦   |       |                |                |        |
|       | 県合計  | 82,012         | 103,808        | 21,796 | 112,604        | 117,830        | 5,226 | 14,142         | 16,174         | 2,032 | 69,624         | 69,818         | 194   | 2,226 | 278,382        | 307,630        | 29,248 |
| ①     | 横浜市  | 33,819         | 33,819         | 0      | 47,875         | 47,875         | 0     | 6,193          | 6,193          | 0     | 28,485         | 28,485         | 0     | 0     | 116,372        | 116,372        | 0      |
| ②     | 川崎市  | 11,779         | 11,779         | 0      | 22,224         | 23,270         | 1,046 | 3,195          | 3,207          | 12    | 15,126         | 15,126         | 0     | 12    | 52,324         | 53,382         | 1,058  |
| 3     | 相模原市 | 4,692          | 11,566         | 6,874  | 9,690          | 10,810         | 1,120 | 979            | 1,633          | 654   | 5,736          | 5,914          | 178   | 832   | 21,097         | 29,923         | 8,826  |
| 4     | 横須賀市 | 4,293          | 5,882          | 1,589  | 2,520          | 2,971          | 451   | 391            | 458            | 67    | 1,804          | 1,902          | 98    | 165   | 9,008          | 11,213         | 2,205  |
| ⑤     | 平塚市  | 2,413          | 3,582          | 1,169  | 2,454          | 2,573          | 119   | 232            | 442            | 210   | 1,536          | 1,544          | 8     | 218   | 6,635          | 8,141          | 1,506  |
| 6     | 鎌倉市  | 1,613          | 3,280          | 1,667  | 1,699          | 1,844          | 145   | 249            | 286            | 37    | 1,094          | 1,055          | ▲ 39  | ▲ 2   | 4,655          | 6,465          | 1,810  |
| ⑦     | 藤沢市  | 4,310          | 7,186          | 2,876  | 5,647          | 5,289          | ▲ 358 | 578            | 862            | 284   | 3,264          | 3,323          | 59    | 343   | 13,799         | 16,660         | 2,861  |
| 8     | 小田原市 | 1,426          | 2,238          | 812    | 2,053          | 2,340          | 287   | 261            | 306            | 45    | 1,231          | 1,265          | 34    | 79    | 4,971          | 6,149          | 1,178  |
| ⑨     | 茅ヶ崎市 | 2,482          | 3,065          | 583    | 2,942          | 3,189          | 247   | 313            | 359            | 46    | 2,040          | 1,729          | ▲ 311 | ▲ 265 | 7,777          | 8,342          | 565    |
| 10    | 逗子市  | 562            | 586            | 24     | 706            | 740            | 34    | 71             | 71             | 0     | 329            | 363            | 34    | 34    | 1,668          | 1,760          | 92     |
| 11    | 三浦市  | 402            | 722            | 320    | 194            | 262            | 68    | 17             | 21             | 4     | 106            | 102            | ▲ 4   | 0     | 719            | 1,107          | 388    |
| ⑫     | 秦野市  | 1,056          | 1,490          | 434    | 1,479          | 1,503          | 24    | 144            | 265            | 121   | 895            | 849            | ▲ 46  | 75    | 3,574          | 4,107          | 533    |
| ⑬     | 厚木市  | 2,146          | 2,480          | 334    | 2,268          | 2,608          | 340   | 248            | 401            | 153   | 1,168          | 1,258          | 90    | 243   | 5,830          | 6,747          | 917    |
| ⑭     | 大和市  | 2,448          | 2,858          | 410    | 3,407          | 3,753          | 346   | 400            | 499            | 99    | 2,200          | 2,200          | 0     | 99    | 8,455          | 9,310          | 855    |
| ⑮     | 伊勢原市 | 988            | 1,995          | 1,007  | 1,000          | 1,167          | 167   | 84             | 141            | 57    | 669            | 669            | 0     | 57    | 2,741          | 3,972          | 1,231  |
| ⑯     | 海老名市 | 1,964          | 2,172          | 208    | 1,536          | 1,656          | 120   | 192            | 231            | 39    | 1,140          | 938            | ▲ 202 | ▲ 163 | 4,832          | 4,997          | 165    |
| ⑰     | 座間市  | 1,418          | 1,842          | 424    | 1,433          | 1,575          | 142   | 174            | 207            | 33    | 746            | 777            | 31    | 64    | 3,771          | 4,401          | 630    |
| ⑱     | 南足柄市 | 282            | 490            | 208    | 442            | 449            | 7     | 18             | 62             | 44    | 206            | 231            | 25    | 69    | 948            | 1,232          | 284    |
| ⑲     | 綾瀬市  | 1,138          | 2,000          | 862    | 632            | 663            | 31    | 97             | 107            | 10    | 497            | 499            | 2     | 12    | 2,364          | 3,269          | 905    |
| 20    | 葉山町  | 349            | 875            | 526    | 234            | 339            | 105   | 40             | 59             | 19    | 173            | 196            | 23    | 42    | 796            | 1,469          | 673    |
| ㉑     | 寒川町  | 730            | 785            | 55     | 438            | 564            | 126   | 73             | 73             | 0     | 239            | 258            | 19    | 19    | 1,480          | 1,680          | 200    |
| ㉒     | 大磯町  | 407            | 477            | 70     | 248            | 267            | 19    | 22             | 37             | 15    | 138            | 142            | 4     | 19    | 815            | 923            | 108    |
| 23    | 二宮町  | 224            | 910            | 686    | 218            | 255            | 37    | 25             | 34             | 9     | 106            | 121            | 15    | 24    | 573            | 1,320          | 747    |
| 24    | 中井町  | 32             | 70             | 38     | 97             | 155            | 58    | 10             | 12             | 2     | 40             | 62             | 22    | 24    | 179            | 299            | 120    |
| 25    | 大井町  | 213            | 220            | 7      | 79             | 123            | 44    | 36             | 38             | 2     | 65             | 89             | 24    | 26    | 393            | 470            | 77     |
| 26    | 松田町  | 114            | 240            | 126    | 78             | 99             | 21    | 14             | 18             | 4     | 38             | 51             | 13    | 17    | 244            | 408            | 164    |
| ㉗     | 山北町  | 26             | 92             | 66     | 85             | 158            | 73    | 6              | 18             | 12    | 41             | 67             | 26    | 38    | 158            | 335            | 177    |
| 28    | 開成町  | 211            | 330            | 119    | 243            | 258            | 15    | 30             | 42             | 12    | 161            | 168            | 7     | 19    | 645            | 798            | 153    |
| 29    | 箱根町  | 28             | 120            | 92     | 85             | 164            | 79    | 15             | 16             | 1     | 59             | 77             | 18    | 19    | 187            | 377            | 190    |
| 30    | 真鶴町  | 20             | 36             | 16     | 51             | 70             | 19    | 5              | 6              | 1     | 19             | 29             | 10    | 11    | 95             | 141            | 46     |
| 31    | 湯河原町 | 64             | 125            | 61     | 175            | 312            | 137   | 8              | 21             | 13    | 90             | 127            | 37    | 50    | 337            | 585            | 248    |
| ㉘     | 愛川町  | 325            | 451            | 126    | 355            | 512            | 157   | 21             | 44             | 23    | 171            | 188            | 17    | 40    | 872            | 1,195          | 323    |
| 33    | 清川村  | 38             | 45             | 7      | 17             | 17             | 0     | 1              | 5              | 4     | 12             | 14             | 2     | 6     | 68             | 81             | 13     |

※ No. 欄の丸数字が見直しを行った市町村

主な取組み事業の見直し状況

1 プランの施策体系



## 2 主な取組み事業の見直し状況

※ 下線部が見直し箇所。

### 基本的視点1

## 「子どもが生きる力」を伸ばすために

### 重点施策

#### 1

### 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実

#### 個別施策

- (1) 社会性の基盤づくりを担う教育の充実
- (2) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成
- (3) 健やかな体と体力づくりの推進
- (4) 教育費等負担の軽減

#### (1) 社会性の基盤づくりを担う教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭との連携のもとに幼児教育の充実を図るとともに、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなげるよう、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化する取組みを進めます。

##### 【主な事業】

|   |                     |
|---|---------------------|
| ①   | <b>幼児教育に関する情報提供</b> |
| 幼児教育充実のために、文部科学省や県における幼児教育に関する動きや情報を、全県の指導主事を集めての会議や担当者会議等で発信し、各幼稚園等に提供します。   |                     |
| ②   | <b>家庭教育情報の提供</b>    |
| 中学新入生の保護者を対象とした「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成、配付など、主に小・中学生の保護者を対象として、家庭におけるしつけや正しい生活習慣の重要性、思春期における親子関係など、家庭教育に関するさまざまな情報を提供します。   |                     |
| ③   | <b>家庭教育支援の促進</b>    |
| 市町村における家庭教育支援の取組みを促進するため、家庭教育支援を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。<br>さらに、「神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会」において、県及び市町村における家庭教育支援の取組みを進めるための検討・協議を行うほか、市町村の家庭教育支援担当者等を対象とした研修を実施します。 |                     |

|   |                 |
|---|-----------------|
| ④   | 「いのちの授業」等の推進    |
| <p>学校、家庭・地域における様々な場面を通じて、子どもや若者たちが「いのち」の大切さの学びを深める「いのちの授業」に取り組み、家族、友人など他者への思いやりの心、自分を大切に作る心などをはぐくむとともに、いじめ・暴力行為などの防止を推進します。</p> <p>また、次世代を担う中学生・高校生を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者及びその家族への理解と共感や、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図り、加害者も被害者も出さない街づくりを促進し、安全・安心な地域社会の実現をめざします。</p>              |                 |
| ⑤   | 幼稚園・保育所・小学校等の連携 |
| <p>事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等を通じて、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。</p>   |                 |
| ⑥   | 子育て体験活動の促進      |
| <p>8月の「子ども・子育て支援月間」における中高生の保育所等でのボランティア体験の周知等により、子育て体験を促進します。</p> <p>また、中学校において、幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の大切さに気付かせるため、関係機関との連携を図りながら、幼児触れ合い体験などの学習活動の充実を図ります。さらに、高校において、親の役割と保育や子育て支援について理解を深め、子どもの発達に応じて適切に関わるための技能を身に付けさせるため、関係機関との連携を図りながら、乳幼児との触れ合いや交流の機会などの学習活動の充実を図ります。</p> |                 |

## (2) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

基礎的・基本的な知識や技能、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた「確かな学力」の向上を図るとともに、ESD<sup>1</sup>の推進により、国際性やコミュニケーション能力などを育成する教育、環境教育、消費者教育など、これからの社会に必要な力の育成等に取り組めます。

### 【主な事業】

|   |        |
|---|--------|
| ①   | ESDの推進 |
| <p>ESDの考え方や取組み、ユネスコスクール等について、全県指導主事会議をとおして市町村教育委員会と情報を共有することによりESDを推進します。</p> <p>県立学校等では、各教科や総合的な探究の時間などの学校の教育活動全体を通じて、持続可能な社会の創り手を育成するESDの取組みを推進します。</p> |        |

<sup>1</sup> Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育



|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| ②   | <b>子どもの読書活動の推進</b>                 |
| <p>平成31年3月に策定した「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」に基づき、読書に親しむことを支える人づくりや読書に親しむための環境づくり、機会の提供、並びに体制の整備・社会的機運の醸成に努めます。また、学校・家庭・地域との連携を図りながら、すべての小・中・高校における読書活動を推進します。</p> <p>さらに、全県指導主事会議等の場や、学校図書館司書教諭を対象とした研修において先進校の取組み等について情報交換を行うとともに、学校図書館司書教諭の質の向上を図ります。</p>  |                                    |
| ③   | <b>かながわ学びづくり推進事業の実施</b>            |
| <p>小・中学校の児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、学びの質を向上させるため、市町村を単位に推進地域として研究委託するとともに、学力向上シンポジウムを開催し、研究成果等の普及を図ります。</p>   |                                    |
| ④   | <b>少人数指導、習熟度別指導などの「個に応じた指導」の充実</b> |
| <p>小・中学校において、少人数指導など、学年や教科等の特性に応じて、基礎的・基本的な内容をじっくり学習することにより、その確実な定着を図るとともに、発展的な学習への対応など、多くの教員が児童・生徒と多様なかわりをもちながら、一人ひとりの個性を生かす、よりきめ細かな「個に応じた指導」の充実を図ります。</p>   |                                    |
| ⑤   | <b>豊かな心の育成及び道徳教育等の推進</b>           |
| <p>県及び地区道徳教育研修講座を開催するとともに、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業（文部科学省委託事業）の推進校の取組みを道徳教育担当者会議や全県指導主事会議等において、県内に広く発信するなどして、小・中学校の道徳教育の推進を図ります。</p>   |                                    |
| ⑥   | <b>グローバル化に対応した教育の推進</b>            |
| <p>小・中学校においては、帰国児童・生徒及び外国につながる児童・生徒への支援とともに様々な国の生活や文化への理解が深まるよう、国際教室担当者を対象とした会議を中心に、情報の提供と研修の充実を図ります。また、新学習指導要領において、小学校第5・6学年の教科として位置付けられた英語や、第3・4学年でコミュニケーション能力の素地を養うために設けられた外国語活動の指導の充実を図ります。</p> <p><u>県立高校では、ネイティブスピーカーの外国語指導助手を全校に配置するほか、外部英語資格試験の受験料補助などにより、生徒の英語によるコミュニケーション能力向上を図るとともに、</u>研修を通じて英語担当教員の指導力向上に努めます。また、国際バカロレア認定校やグローバル教育研究推進校のグローバル化に対応した先進的な取組みを各校に普及します。さらに、逆さま歴史教育や理数教育を推進し、これからの社会に対応する力を育成します。</p> |                                    |

|   |   |
|---|---|
| ⑦   | <b>多文化理解の推進</b>                               |
| <p>地域における多文化理解を推進するため、地球市民かながわプラザなどにおいて、講座などを開催するとともに、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスを提供し、県民の多文化理解の支援を行います。</p> <p>また、外国籍県民等やNGO・NPOなどと連携した多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」などを開催します。</p>  |   |
| ⑧   | <b>環境教育の推進</b>                                |
| <p>人々の活動と環境とのかかわりなどについて、体験を交えたさまざまな学習活動を工夫・実践することにより、子どもたちが環境について理解を深め、環境や環境問題に関心をもつとともに、環境を大切に、「自ら考え、選択して行動する人」を育成するため、環境教育の推進を図ります。</p>   |   |
| ⑨   | <b>消費者教育の推進</b>                               |
| <p>学校の教育活動において、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科を中心に、成年年齢が引下げられることに伴う、新たな消費者問題などにも対応した指導の充実を図ります。</p> <p>小・中学校及び高等学校全校に、生徒用消費者教育資料を配付し、授業等で活用するとともに、専門の講師による出前講座等を実施することなどにより、消費者教育を推進します。</p> <p>消費者関連部局と学校をはじめ教育部局とが連携を進めながら、教員研修を実施し、教員の消費者問題への理解を促進するほか、教育教材等の作成、提供や講座の実施に取り組みます。</p>  |   |
| ⑩   | <b>私立学校における特色ある教育の推進のための支援</b>                |
| <p>教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取組みを行い教育の質の向上を図る私立高等学校等の支援を行います。</p>  |   |
| ⑪   | <b>小・中・高校生のさまざまな体験活動・地域貢献活動・ボランティア活動などの推進</b> |
| <p>学校の教育活動において、児童・生徒が人と社会等とのつながりを自覚するため、各小・中学校においては、地域の特色や児童・生徒の実態に応じて、自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動、職場体験など様々な体験活動の充実を図ります。</p> <p>高等学校においては、ボランティア強化月間の設定、チャレンジボランティアポスターの公募などの事業を通じ啓発を図るとともに、特に、県立高校においては、地域貢献活動の一環としての「地域貢献デー」の実施や、地域貢献活動・ボランティア活動体験を推進します。</p> <p>また、すべての県立高等学校・中等教育学校にコミュニティ・スクールが導入されたことに伴い、今後は、地域貢献活動・ボランティア活動等の従来の取組みや、これまでの開かれた学校づくりによって培われた地域・社会との関係をいかし、生徒自らが地域と協働して課題に取り組む学習を推進します。</p> |   |

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
| ⑫  | <b>青少年の国際交流活動の支援</b>             |
| <p>県内青少年と世界各国の青少年との交流活動を支援し、地域のリーダーとして次代を担う国際性豊かな青少年の人材育成を図ります。また、相互に友好提携関係にある神奈川県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道の三地域の青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を行います。</p> |                                  |
| ⑬  | <b>科学技術を担う人材の育成</b>              |
| <p>青少年の「理科離れ」が懸念される中、企業や研究機関などの関係機関等と連携し、地域社会や学校などで、子どもたちや青少年が科学技術にふれる、企業等への訪問体験会や県内各地での移動教室など多様な機会を提供し、知的好奇心や探究心を育てます。</p>          |                                  |
| ⑭  | <b>人権教育の推進</b>                   |
| <p>「かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）」に基づき、教職員等へ人権教育に関する研修を実施しています。また、子どもたちが人権について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、人権教育を推進します。</p>            |                                  |
| ⑮  | <b>租税教育の充実</b>                   |
| <p>国や地方の財政を支える租税の意義や役割への理解が深まるよう、関係機関と連携し、学校等における租税教室の開催を支援・推進するなど、租税教育の充実を図ります。</p>   |                                  |
| ⑯  | <b>GIGAスクール構想<sup>2</sup>の推進</b> |
| <p><u>ICTを活用した教育活動をより円滑に展開するため、ヘルプデスク等を担う「GIGAスクール運営支援センター」を開設し、県立学校及び県の連携実施に参加した市町村の公立学校を支援します。</u></p>                             |                                  |
| ⑰  | <b>オンライン学習のための通信環境の整備</b>        |
| <p><u>県立学校において、新型コロナウイルス感染症で登校できず、Wi-Fi環境が整っていない家庭にオンライン学習環境を提供するため、無線ルーターの貸出しを行うとともに通信料を負担します。</u></p>                              |                                  |

<sup>2</sup> Global and Innovation Gateway for Allの略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する文部科学省の取組み。

### (3) 健やかな体と体力づくりの推進

体力低下や食生活の乱れなど、子どもの体力や健康をめぐる課題への対応の強化を図り、子どもの健康の保持増進の基礎を培うため、外遊びや運動・スポーツ活動、食育の推進などを通して、健やかな体と体力づくりを推進します。

#### 【主な事業】

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ①   | <b>多くの子どもたちが参加できる学校の運動部活動の推進</b> |
| <p>「かながわ部活ドリムプラン21 versionⅢ」（平成27年度）を基に、「環境整備の推進」、「指導体制の充実」、「参加促進」の3つを柱として、指定校でのモデル事業による普及・啓発や全県立学校による「かながわ部活の日」<sup>3</sup>の設定、指導者の資質向上を目的とした講習会の開催などにより、部活動への参加促進を図ります。</p>   |                                  |
| ②   | <b>学校における体育・スポーツ活動、健康教育の充実</b>   |
| <p>子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善をめざす「子ども☆キラキラプロジェクト（平成27年度～）」に基づき、「体力向上キャラバン隊」の派遣等による教員の指導力向上、「運動習慣カード」の配付等による子どもの運動への意欲の向上、「食育の推進」や「夏休みみんなで朝ラジ!!プロジェクト」の実施等による子どもの健康の保持増進への関心の向上等、学校における健康・体力づくりの取組推進を図ります。</p>         |                                  |
| ③   | <b>子どもの遊び・スポーツ活動の推進</b>          |
| <p>子どもたちが外遊びや、運動・スポーツに親しむ機会を拡大するとともに、日常生活での習慣化をめざし、健康・体力づくりに対する意識の高揚や実践の定着化を図りながら、家庭や地域が一体となって子どもの外遊びやスポーツ活動を奨める取組を推進します。</p>   |                                  |
| ④   | <b>学校、地域等における食育の推進</b>           |
| <p>学校における食育を推進するために、各学校では、食に関する指導の中心的役割を担う食育担当者を位置付けるとともに、<b>食に関する指導の全体計画</b>を作成し、家庭、地域等と連携した食に関する指導を計画的に実施します。</p> <p>また、神奈川県内産の食材を活用した学校給食等を通して、県内農林水産物への子どもたちの理解をはぐくむとともに、食べ物の成り立ちを理解し大切にすることを育てることに繋げ、食育の推進を図ります。</p> |                                  |
| ⑤   | <b>子どもの未病対策の推進</b>               |
| <p>子どもの健やかな成長を促し、健康づくりを支援するため、生活習慣の大切さについて啓発を図るとともに、「食」、「運動」、「社会参加」による未病改善に取り組むきっかけづくりの場を提供するなど、子どもの未病対策に資する取組を推進します。</p>   |                                  |

<sup>3</sup> 各県立学校の部活動において、活動の見直しや活動で使用する用具・場所等の点検を行う「部活動総点検の日」及び各校の特色を生かした部活動を奨励する「入部奨励・部活振興・交流の日」を、各校の実態に応じて設定する取組

#### (4) 教育費等負担の軽減

経済的困難等家庭の事情により、教育を受ける機会が失われ、子どもの将来が左右されることのないよう、すべての子どもが教育を受けられるための支援を進めます。

##### 【主な事業】

|   |   |
|---|---|
| ①   | <b>私立幼稚園・私立学校の経常的な運営費に対する支援</b>           |
| 私立学校の教育条件の維持・向上並びに生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校経営の健全性を高めるため、経常的経費の支援を行います。  |   |
| ②   | <b>経済的困難を抱える家庭の子どもの就学継続のための私立学校への支援</b>   |
| 保護者の会社都合による退職や倒産等により、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校の支援を行います。  |   |
| ③   | <b>私立高等学校等生徒保護者の学費負担軽減のための私立高等学校等への支援</b> |
| 一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等への支援の充実を図ります。  |   |
| ④   | <b>高校生を対象とする奨学金の貸付</b>                    |
| 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けます。  |   |
| ⑤   | <b>経済的困難を抱える家庭への奨学給付金の支給</b>              |
| 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯等に対して、高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。   |   |
| ⑥   | <b>公立高等学校等生徒の就学支援</b>                     |
| 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、一定所得以下の保護者世帯の高校生等に就学支援金を支給し、授業料に充てることにより、実質的に授業料の負担をなくす就学支援を行います。                          |   |
| ⑦   | <b>幼児教育・保育の無償化の円滑な実施</b>                  |
| 幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の円滑な実施の確保を図るため、県ホームページや「子育て支援情報サービスかながわ」を活用し、無償化の対象となる施設（特定子ども・子育て支援施設等）の公示状況や監査状況等の情報共有を行います。 |   |

(基本的視点1) 「子どもが生きる力」を伸ばすために

## 重点施策

### 2

## 子ども・若者の健全育成の推進

### 個別施策

- (1) 子どもの放課後の居場所の確保
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 青少年のたばこ・飲酒・薬物乱用防止及び社会環境の健全化推進
- (4) 若者の自立に向けた支援

### (1) 子どもの放課後の居場所の確保

放課後に子どもが安心して過ごせるよう、放課後児童クラブ<sup>4</sup>や放課後子ども教室<sup>5</sup>をはじめとした「子どもの居場所」を確保する取組みを支援します。

#### 【主な事業】

|   |  |
|---|--|
| ①   | <b>放課後児童クラブの設置・運営に対する支援</b>              |
| 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休暇などを安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。   |  |
| ②   | <b>放課後子ども教室の設置・運営に対する支援</b>              |
| 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちのさまざまな体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組みを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し支援を行います。   |  |
| ③   | <b>放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・協力を促進するための支援</b> |
| 市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組促進が図られるよう、「神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会」において、放課後対策の総合的な在り方を検討し、情報を共有します。<br>また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に当たり、知事部局と教育委員会が連携・協力し、現場スタッフ等を対象とした研修を実施して市町村を支援します。 |  |

<sup>4</sup> 学童保育とも呼ばれ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

<sup>5</sup> すべての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施するもの。

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| <b>④</b>  | <b>特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組み</b> |
| <p>放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等を対象とした放課後児童支援員等資質向上研修において、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込んだ科目を設置します。</p> <p>また、放課後子ども教室において、特別な配慮を必要とする子ども達の活動をサポートできるよう、「特別支援サポーター」を配置する市町村へ支援を行うほか、県主催の放課後子ども教室の現場スタッフ等対象の研修では、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込み、適切な対応を指導します。</p> |                                 |
| <b>⑤</b>  | <b>児童館の運営に対する支援</b>             |
| <p>健全な遊びを通じて、児童の集団指導や個別指導を行うほか、地域の子どもの健全育成に必要な活動を行う児童館の運営支援として、市町村を通して関係団体等の活動や情報等を提供していきます。</p>  |                                 |
| <b>⑥</b>  | <b>子どもの居場所づくりに対する支援</b>         |
| <p>地域で子ども支援活動を担う人材の育成や活動のネットワーク化を促進するため、専門的な研修を実施し、地域における子どもを支援する体制の充実を図ります。</p>  |                                 |
| <b>⑦</b>  | <b>子ども食堂の活動継続支援</b>             |
| <p><u>地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みを行う「子ども食堂」の活動継続を支援するため、新しい生活様式に対応した取組みを行う子ども食堂運営者を支援するとともに、活動団体のネットワーク化を支援します。</u></p>   |                                 |

## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の性にかかわる相談や、心の問題に対するメンタルヘルス対策の推進等を通して、思春期の子どもの健康の増進等を図ります。

### 【主な事業】

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
| <b>①</b>   | <b>思春期の保健相談等の実施</b>              |
| <p>思春期特有の医学的問題、性に関する不安・悩み等に対する相談に応じるとともに、集団指導を行い、思春期の男女の心身の健全な成長と母性の健康保持増進を図ります。</p>   |                                  |
| <b>②</b>   | <b>エイズ・性感染症予防教育を含む性に関する指導の実施</b> |
| <p>エイズ・性感染症予防を含む性に関する指導のための講演会を地域の中学・高校生等を対象に行うとともに、青少年の発達段階に応じたわかりやすいパンフレット等を発行し、エイズ・性感染症に関する正しい理解を深め、まん延を防止するための普及・啓発を図ります。</p> <p>また、学習指導要領に基づく性に関する指導について、教員を対象とした研修講座を開催し指導力の向上を図ります。</p> |                                  |

|  |  |
|--|--|
| ③  | <b>学校保健関係者への研修等による児童・生徒のメンタルヘルス対策の推進</b> |
| <p>さまざまな心の問題を抱えている児童・生徒への対応を充実させるために、学校における健康観察や健康相談の知識や技術に関する研修講座を開催し、健康観察及び健康相談技術や連携の質の向上を図ります。</p> <p>また、学習指導要領に基づく心の健康に関する指導、精神疾患の予防や回復について、教員を対象とした研修講座を開催し指導力と支援力の向上を図ります。</p>   |  |
| ④  | <b>妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施</b>              |
| <p>特に10代後半～30代前半の男女を対象に、妊娠・出産の適齢期を理解し、自身の健康管理を学んだ上で自らの将来を考え選択する力をはぐくむ支援を図ります。</p>  |  |
| ⑤  | <b>性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援</b>             |
| <p><u>29歳以下</u>の当事者及びその家族向け交流事業を実施し、当事者の悩みの緩和・解消に向けて支援します。また、当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、臨床心理士などの専門相談員を派遣する個別専門相談を実施します。</p> <p>あわせて、企業の人事担当者等、児童福祉施設等の職員、私立学校を含め希望する団体等を対象に、性的マイノリティに関する研修や講演会を実施し、多様な性のあり方について理解を深め、互いに認め合える社会をめざします。</p> <p>また、県立学校及び地域の市町村立学校においては、性的マイノリティについて正しく理解し、児童・生徒に適切に対応するための内容を盛り込んだリーフレットを作成し、新採用教員に配付をします。そのほか、教職員を対象とした各種研修講座でも、性的マイノリティをテーマに取り上げて実施します。</p> |  |
| ⑥  | <b>SOSの出し方に関する教育の推進</b>                  |
| <p>「いのちの授業」の取組みに位置付けるとともに、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図るなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組みます。</p>  |  |
| ⑦  | <b>若年者の自殺対策にかかる相談支援の取組み</b>              |
| <p>気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリ「こころナビかながわ」の普及の促進や、若年者の関心がある映画の上映時における自殺対策関連CMの配信等により、若年者が相談支援窓口の情報を得られ、利用しやすくなるよう取り組むとともに、ICTを活用した相談支援について研究し、若年者が相談しやすい体制づくりを進めます。</p> <p>県民を対象に、広くこころの健康に関して、孤立を防ぎ自殺の予防を図ることを目的に、県精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。</p>  |  |
| ⑧  | <b>自殺対策に関する出前講座の実施</b>                   |
| <p>自殺対策に関する知識等の向上を図り、自殺に対する適切な対応が図れる人材を養育するため、関係機関との連携を強化し、小学校、中学校、高等学校等において、教職員等を対象として、「出前講座」の拡充を図ります。</p>  |  |



|   |  |
|---|--|
| ⑨   | <b>大学生向けゲートキーパー<sup>6</sup>養成研修の実施</b> |
| <p>県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のごころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。</p>   |  |
| ⑩   | <b>学校における自殺予防に資する教育及び支援の推進</b>         |
| <p>「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育を推進するために、県内の小・中学校から推進校を選定し、実践研究を行います。</p> <p>また、県立高等学校等に生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校の相談体制を充実させるとともに、県立高等学校が地域の関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、生徒のごころのサポートや自殺予防を推進します。</p> |  |

### (3) 青少年のたばこ・飲酒・薬物乱用防止及び社会環境の健全化推進

子どものうちからの喫煙・飲酒・薬物乱用が引き起こす健康被害等に関する教育を含め、防止のためのさまざまな取組みを推進します。

#### 【主な事業】

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ①   | <b>神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例による取組みの推進</b> |
| <p>青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、関係業界等と協働し、県民への周知や啓発を図るとともに、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例の適切な運用を図ります。</p>  |                                 |
| ②   | <b>受動喫煙防止対策の推進</b>              |
| <p>受動喫煙対策のため、喫煙区域や喫煙所に<b>20歳未満の者</b>を立ち入らせないルールについて周知、普及・啓発を行うなど、未成年者の受動喫煙防止対策を進めます。</p>  |                                 |
| ③   | <b>若年層へ向けた喫煙防止対策の推進</b>         |
| <p>県内の小学6年生全員への喫煙防止啓発リーフレットの配布や、県立高校等における喫煙防止教育の実施など、<b>若年層へ向けた</b>喫煙防止対策を推進します。</p>  |                                 |
| ④   | <b>薬物乱用防止対策の推進</b>              |
| <p>薬物乱用防止対策推進本部及び薬物乱用防止地域連絡会が主体となり、関係機関、団体等が連携し、県内各地域において、青少年の薬物乱用を防止するための様々な取組みを総合的に進めます。</p>  |                                 |
| ⑤   | <b>喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の推進</b>       |
| <p>児童・生徒用教材やリーフレット等の配布、外部講師等による各校での薬物乱用防止教室の実施、危険ドラッグ等の新しい薬物の情報提供、教員等の指導力の向上を図る研修講座の開催、また、学校・家庭・地域と連携した街頭キャンペーンの実施などを通して喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進を図ります。</p> |                                 |

6 ごころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人

|  |  |
|--|--|
| ⑥  | <b>青少年支援・指導者の育成と活動支援</b>                   |
| <p>地域における青少年の多様な体験学習及び主体的な参画を促進する青少年支援・指導者を体験型研修で育成してきたが、さらに演劇手法の活用など青少年センター内の機能を相互に連携させて、より効果的に育成を図ります。また実践的な活動プログラムの調査研究や情報提供を通じて、青少年関係団体や青少年支援・指導者の活動を支援します。</p>  |  |
| ⑦  | <b>青少年育成団体等の活動・連携の促進</b>                   |
| <p>地域において青少年育成活動を展開する団体について、その実施事業に対して支援するとともに、団体相互の連携による取組みの促進を図ります。</p>  |  |
| ⑧  | <b>青少年を取り巻く社会環境の健全化推進</b>                  |
| <p>いわゆるJKビジネスなど青少年を取り巻く有害な社会環境の健全化を推進するため、関係業界団体を含めた各種団体等と協働し、様々な啓発活動を行うとともに、神奈川県青少年保護育成条例及び神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例の適切な運用を図ります。</p>  |  |
| ⑨  | <b>携帯電話等やインターネットの安全・安心な利用にかかる指導及び啓発の推進</b> |
| <p>携帯電話サイト「かながわモード」<sup>7</sup>の活用や企業協力による携帯電話教室の実施等を通して、インターネット上でトラブルに巻き込まれてしまったときの対処法を身に付けさせるとともに、他の人と上手にコミュニケーションを取る能力をはぐくみます。また、スマートフォン等のフィルタリングについて、神奈川県青少年保護育成条例で事業者等の責務を規定するとともに、自撮り被害等を未然に防止し、より適切な利用を促すために青少年や保護者への啓発を図ります。</p> |  |
| ⑩  | <b>少年非行を防止するための少年補導・相談活動等の推進</b>           |
| <p>少年の非行を防止するため、喫煙や深夜はいかいなどを行う少年の補導活動を進めるとともに、保護者や少年自身から、非行問題等に関する相談を受け、助言・指導を通じて少年の立ち直りを支援します。</p>  |  |

<sup>7</sup> かながわモードは、保護者、教職員、小学生、中学・高校生のそれぞれを対象とし、携帯電話の危険性を認識するページ、代表的なトラブルへの対処法や相談先を案内するページ、保護者や教職員が携帯電話の利用法について指導するときの参考となるページなどから構成されています。

#### (4) 若者の自立に向けた支援

NPOや企業等と連携・協働して、青少年の相談や中高生のキャリア教育、若年失業者の職業訓練等による就業支援など、若者の自立に向けた取組みを推進します。

##### 【主な事業】

|   |   |
|---|---|
| ①   | <b>中学生の職場体験・高校生のインターンシップの推進</b>             |
| <p>中高生の職場体験などの実践的な取組みを広く紹介する機会を設定するなどして、キャリア教育の推進・充実を図ります。</p> <p>県立高校においては、全校でインターンシップの取組みが円滑に実施されるよう、各地域の事業所、経済団体、行政機関等でのインターンシップの受入に対する理解の促進を図るとともに、受入先の拡大や各事業所との連携等を推進するため、県内10地域にコンソーシアムサポーター<sup>8</sup>を配置します。</p>   |   |
| ②   | <b>青少年相談窓口の運営及びNPOとの協働によるひきこもり青少年等の自立支援</b> |
| <p>ひきこもりなど青少年の多様な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター<sup>9</sup>等の機能を充実し、相談事業を実施するとともに、青少年サポートプラザ<sup>10</sup>において、ひきこもり等青少年の自立支援に取り組むNPO等の活動を支援します。</p> <p>また、ひきこもりなどの青少年を対象に、舞台芸術を活用したワークショップなど新たな手法も取り入れながら、ひきこもり等青少年の自立に向けた取組みを、NPOと協働して実施します。</p> <p><u>さらに、SNSを活用した相談窓口の設置や、ひきこもり相談・支援窓口に関する情報を掲載したポータルサイトに誘導するウェブ広告等を行うほか、「ひきこもり地域支援センター」に医師・弁護士等からなる多職種支援チームを配置し、現場で対応にあたる市町村等への支援を強化します。</u></p> |   |
| ③   | <b>かながわ若者就職支援センターにおける就業支援</b>               |
| <p>就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラー<sup>11</sup>が個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つ<u>グループワーク</u>等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援します。</p>   |   |

<sup>8</sup> 生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実へ向けて、大学、職業技術校等の教育機関及び企業等の外部機関と連携して形成する「県立高校生学習活動コンソーシアム」の取組みを推進するための支援を行う人

<sup>9</sup> 神奈川県立青少年センターに「ひきこもり地域支援センター」としての役割を併せて設置し、ひきこもり、不登校、非行など、青少年の様々な悩みの相談に応じています。

<sup>10</sup> 神奈川県立青少年センター内に設置し、ひきこもり等の青少年支援に取り組んでいるNPOのための活動場所や関連情報の提供を行っています。

<sup>11</sup> 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う専門家

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| ④  | <b>職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施</b> |
| <p>若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。</p> |                                    |
| ⑤  | <b>職業技術校等における職業能力開発相談の実施</b>       |
| <p>若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。</p>       |                                    |
| ⑥  | <b>地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援</b>   |
| <p>ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。</p>                             |                                    |

(基本的視点1) 「子どもが生きる力」を伸ばすために

## 重点施策

### 3

## 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

### 個別施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養育の充実・強化
- (3) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (4) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援
- (5) 子どもの貧困対策の推進
- (6) 障がい児への支援の充実
- (7) 障がいのある子どもへの教育の充実
- (8) いじめ、不登校等への対応
- (9) 外国籍県民等の子育て支援の充実
- (10) ヤングケアラーへの支援

### (1) 児童虐待防止対策の充実

増加及び深刻化する児童虐待相談を踏まえ、子どもの命と安全を守り、権利を擁護することを最優先として、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組みのさらなる充実をめざします。

#### 【主な事業】

|   |                          |
|---|--------------------------|
| ①   | <b>子どもへの虐待の禁止の徹底</b>     |
| 体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者による体罰は虐待であることを広く県民に周知し、子どもや保護者等の理解を促進します。また、被措置児童等虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。                           |                          |
| ②   | <b>児童虐待の未然防止と早期発見・対応</b> |
| 〇歳児の死亡事例が多い実情を踏まえ、予期しない妊娠や精神疾患のある養育者への早期からの相談、支援体制の充実を図ります。また、虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもや家庭の悩みに関する相談や虐待通告に関し、電話及びSNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設け、児童虐待の未然防止や早期発見・対応の取組みを進めます。 |                          |

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <b>③</b>  | <b>市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援</b>    |
| <p>支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、相談、支援を行う体制を整備・強化するため、市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援するとともに、関係機関が把握した情報の速やかな集約、共有化により、安全確認ができていない子どもの調査・対応を推進します。</p>  |                                  |
| <b>④</b>  | <b>児童相談所の体制強化</b>                |
| <p>増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、国が示す「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）や児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の人材確保及び専門性の向上を図るとともに、法的対応を強化するための体制整備を進めます。</p> <p>また、不適切な養育を受けるなどにより様々な課題を抱え、一人ひとりに応じた対応が必要な子どもが増える中、個別性が尊重され、子どもの権利を守り適切なケアが提供できる一時保護環境を整えます。</p>                       |                                  |
| <b>⑤</b>  | <b>児童相談所と関係機関との連携強化</b>          |
| <p>子どもの安全・安心を守るため、児童相談所と市町村や保育所・幼稚園・学校、警察、配偶者暴力相談支援センター等、様々な関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。</p> <p>また、配偶者暴力相談支援センターが一時保護したDV被害者<sup>12</sup>が同伴している子どもは、面前DV<sup>13</sup>等の虐待を受けていた場合があるため、心理判定員による心理的ケアや教育指導員による学習支援のほか、子どもの状況等に応じて児童相談所等と連携し、子どもの支援の充実を図ります。</p> |                                  |
| <b>⑥</b>  | <b>児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止</b> |
| <p>本県が行ってきた児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言を関係機関と共有し、再発防止に向けた取組みを強化します。また、各市町村においても積極的な検証が行われるよう、技術的な助言を行います。</p>  |                                  |

## (2) 社会的養育の充実・強化

平成28年の児童福祉法等の一部改正を受け取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の原則のもと新たに策定する「神奈川県社会的養育推進計画」に基づき、社会的養育を充実・強化します。

<sup>12</sup> DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力

被害者：配偶者等からの暴力を受けた者

<sup>13</sup> 子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力

## 【主な事業】

|   |  |
|---|--|
| ①   | <b>子どもの権利擁護の推進</b>                           |
| <p>子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。</p> <p>子ども一人ひとりの支援方針を決定するにあたり、子ども本人の意向が尊重されるよう、子どもの意思形成と意見表明のための支援を行います。</p> <p>また、児童相談所の一時保護所や児童養護施設等で生活している子どもが、自分の意見を発信し、より良い生活の実現に生かせるよう、日常的に関わりのない第三者が子どもの意見を聴き代弁する仕組み作りを進めます。</p>   |  |
| ②   | <b>子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進</b>                  |
| <p>児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。</p> <p>虐待の未然防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家庭支援の充実や、里親養育の支援等、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援の充実を図ります。</p>   |  |
| ③   | <b>家庭と同様の環境における養育の推進</b>                     |
| <p>「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（乳児院・児童養護施設等）」との協働により、子ども一人ひとりにあった養育環境を提供します。</p> <p>家庭養育優先原則を踏まえ、里親委託を推進するため、里親の開拓、里親支援の充実等フォスタリング業務をより効果的に実施できる体制の整備、ファミリーホームの設置促進、専門里親の育成等に取り組みます。</p> <p>児童養護施設等については、各施設の養育理念や特色を生かしながら、小規模化及び地域分散化、高機能化及び多機能化の検討を進めるとともに、担い手となる人材の確保や専門的ケアの充実に向けた取組みを検討します。</p> <p>また、子どもに安定的かつ持続的な養育環境を提供するため、特別養子縁組を含む養子縁組制度の推進に取り組みます。</p> |  |
| ④   | <b>代替養育を経験した子ども <u>(ケアリーバー)</u> の自立支援の推進</b> |
| <p>代替養育を必要とする子どもたちの自立する力を育み、支える環境を整えます。</p> <p>代替養育を経験した者からの意見聴取やフォローアップなどを通じて、退所児童等の現状や問題を把握し、退所前から退所後のケアの充実や、その他施策の検討に生かしていきます。</p> <p>また、代替養育を経験した者が地域で自立した生活を送るために必要な支援が提供できる体制を整えていきます。<u>特に、コロナ禍の影響により、職や住まいを失ったり、心身を患ったりするなど生活状況が悪化しているケアリーバーに対して、相談支援を実施するとともに、医療連携、法律相談及びアウトリーチ生活支援を実施し、孤独・孤立を防ぐ取組みを推進します。</u></p>                                   |  |

### (3) ひとり親家庭等自立支援の推進

子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取組みを推進します。

#### 【主な事業】

|  |                      |
|--|----------------------|
| ①  | <b>相談体制と情報提供の充実等</b> |
| <p>母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。</p> <p>また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業のほか、<u>公正証書作成補助等による養育費の支払の履行確保に向けた支援を行います。</u></p> |                      |
| ②  | <b>経済的支援</b>         |
| <p>母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。</p> <p>また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦（夫）控除のみなし適用<sup>14</sup>を実施します。</p>   |                      |
| ③  | <b>就業支援</b>          |
| <p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取組み、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。</p> <p>さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っています。</p>    |                      |
| ④  | <b>子育てや生活支援</b>      |
| <p>母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。</p> <p>また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行います。</p>  |                      |

<sup>14</sup> 配偶者と死別又は離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じています。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をみなし適用することとします。



#### (4) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

生活困窮世帯の子どもの生きる力がはぐくまれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

##### 【主な事業】

|  |                              |
|--|------------------------------|
| ①  | <b>子ども支援員の配置</b>             |
| 生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。                                   |                              |
| ②  | <b>子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施</b> |
| 生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくり事業を実施します。  |                              |
| ③  | <b>子どもの健全育成プログラム改訂版の策定</b>   |
| 生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に則した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所に組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改訂し、普及啓発に努めます。 |                              |

#### (5) 子どもの貧困対策の推進

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざし、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

##### 【主な施策】

|  |                       |
|--|-----------------------|
| ①  | <b>教育の支援</b>          |
| 就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のため、幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上、地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築、高等学校などにおける修学継続などのための支援、大学等進学に対する教育機会の提供、特に支援を要する子どもへの支援、教育費負担の軽減、地域における学習支援など、その他の教育支援に取り組みます。 |                       |
| ②  | <b>生活の安定に資するための支援</b> |
| 貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援のため、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援、保護者の生活支援、子どもの生活支援、子どもの自立に向けた就労支援、住宅に関する支援、児童養護施設退所者などに関する支援及び支援体制の強化に取り組みます。                      |                       |

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| ③  | <b>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b> |
| <p>貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業生活の安定と向上のための支援、ひとり親に対する就労支援及びふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援に取り組みます。</p>   |                                      |
| ④  | <b>経済的支援</b>                         |
| <p>貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のため、児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など、養育費の確保の推進、教育費負担の軽減、医療費の助成などに取り組みます。</p>   |                                      |
| ⑤  | <b>社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり</b>    |
| <p>子どもの貧困問題に焦点をあてた啓発活動や、支援者を対象とした研修会の実施、行政と民間との協働連携の取組み、市町村との連携、その他子どもの貧困対策をより一層推進するため、子どもの貧困対策に係る機運の醸成、子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化に取り組みます。</p>   |                                      |
| ⑥  | <b>子ども食堂の活動継続支援 【再掲】</b>             |
| <p><u>地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みを行う「子ども食堂」の活動継続を支援するため、新しい生活様式に対応した取組みを行う子ども食堂運営者に協力金を支給するとともに、活動団体のネットワーク化を支援します。</u></p>                                      |                                      |
| ⑦  | <b>「食」の面からの支援</b>                    |
| <p><u>経済的な理由等で食事をとれない県立高校の生徒を支援するため、居場所カフェの取組を実施している全日制・昼間定時制高校で、朝食の提供を実施するとともに、夜間定時制高校で、提供している夕食の費用負担を軽減します。また、家庭などで活用されていない食品を持ち寄り、フードバンクを通じて食の支援が必要な方に届ける「フードドライブ」活動を実施します。</u></p> |                                      |
| ⑧  | <b>生理の貧困への対応</b>                     |
| <p><u>県立学校に在籍する生徒が、生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるよう、すべての県立学校で女子トイレに生理用品を配備します。</u></p>  |                                      |

## (6) 障がい児への支援の充実

障がい児やその保護者を支援するため、早期発見、専門的な養育相談・指導、在宅生活支援サービス等の適切な支援体制整備を図ります。

### 【主な事業】

|  |                        |
|--|------------------------|
| ①  | <b>教育・保育サービス等の利用支援</b> |
| <p>障がい児が、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等を利用できるようにするための必要な支援を行います。</p> |                        |

|   |   |
|---|---|
| ②   | <b>障がい児の保育所での受入れ促進と幼稚園における特別支援教育の支援</b> |
| 障がい児の保育所での受入れを促進するため、保育所のバリアフリー化の促進や、障がい児保育を担当する保育士の専門性の向上を図るための研修等を行うとともに、幼稚園における特別支援教育を支援します。   |   |
| ③   | <b>放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの促進</b>          |
| 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを促進するために、障がい児の受入れに必要な専門的知識等を有する支援員等の配置や、受入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行います。  |   |
| ④   | <b>障がい児に対する総合的自立支援ネットワークの構築</b>         |
| 虐待の影響などから様々な課題を抱えた、情緒障がいや発達障がい及び知的障がいのある子どもに対し、総合的な支援体制を構築するため、心理・医療等の専門的ケアができる入所機能を持った子ども自立生活支援センターや、児童相談所、発達障害支援センターかながわA（エース）、総合療育相談センター、総合教育センターといった県の専門機関や地域関係機関と連携して、総合的な自立支援ネットワークを構築します。  |   |
| ⑤   | <b>障がい児とその家族の地域生活の支援</b>                |
| 障がい児とその家族の地域生活を支えるため、総合療育相談センターにおいて医療、訓練、相談等に取り組むとともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、隙間のない支援を行います。   |   |
| ⑥   | <b>身近な地域での療育支援の充実</b>                   |
| <p>児童福祉法に基づき、障がい児に対して、日常生活に必要な基本的な生活習慣や他の子どもたちとの関わり方等を教える児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援<sup>15</sup>などの必要な支援を、身近な地域で受けることができる体制づくりを進めます。</p> <p>また、平成30年度から医療型短期入所事業所の開設促進事業により医療的ケア児の地域生活を支えるサービスの充実を図っています。</p> |   |
| ⑦   | <b>療育に関する情報提供や相談支援等</b>                 |
| 障がい児やその家族に対し、webサイト「障害福祉情報サービスかながわ」を通じて療育についての情報提供をするとともに、相談支援については、相談支援従事者養成研修に加え、スキルアップのための研修、主任相談支援専門員の養成研修、基幹相談支援センターの機能強化・設置促進など、相談支援体制の充実強化に取り組めます。   |   |

<sup>15</sup> 障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などで障がい者の日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

|   |                       |
|---|-----------------------|
| ⑧   | <b>重度障がい児等への支援の充実</b> |
| <p><u>在宅の医療的ケアが必要な重度障がい児の地域生活を支える重要なサービスである医療型短期入所施設の設置促進を図るとともに、施設に入所した重度障がい児への手厚い支援が確保できるよう取り組みます。</u></p> <p>また、障害児入所施設に、18歳を超えて入所している障がい者が、年齢や特性に応じた必要な障害福祉サービスへの移行が円滑に進められるよう<u>取り組みます。</u></p>  |                       |
| ⑨   | <b>医療的ケア児への支援の充実</b>  |
| <p>医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる庁内関係課による協議の場を設置するとともに、障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブなどで医療的ケア児への支援を適切に行うことのできる人材や、支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成します。併せて、<u>「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」を設置し、来所、電話、メール及びSNSといった様々な方法で医療的ケア児の保護者等からの悩み・相談に対応するとともに、保護者のレスパイト（一時休息）の一環として、看護師等を同行させて通学支援を行う市町村に対し経費を補助するなど、医療的ケア児への支援の充実を図ります。</u></p> <p><u>また、保育所等における医療的ケア児の受け入れを促進するため、医療的ケア児を受け入れようとする施設及び市町村に対してアドバイザーを派遣します。</u></p> <p><u>さらに、医療的ケアの必要な児童・生徒を支援し、より安全に学べる環境を整備するため、看護師を県立特別支援学校に配置するとともに、保護者の負担を軽減するため、医療的ケアの必要性が高くスクールバスに乗車できない児童・生徒の通学について、福祉車両等と訪問看護ステーション等の看護師を活用した支援を試行します。</u></p> |                       |

## (7) 障がいのある子どもへの教育の充実

障がいのある子どもが、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障がいの特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるしくみを構築します。

### 【主な事業】

|   |                       |
|---|-----------------------|
| ①   | <b>インクルーシブ教育の推進</b>   |
| <p>共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、公立小・中学校における「みんなの教室」の普及や県立高校における「実践推進校」での取り組みなど小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を全県で展開します。</p> |                       |
| ②   | <b>入学者選抜における配慮の充実</b> |
| <p>障がいのある生徒の特別支援学校の高等部や高等学校等への進学を促進するため、引き続き入学者選抜における配慮の充実を図ります。</p>  |                       |

|   |  |
|---|--|
| ③   | <b>障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮<sup>16</sup>にかかる周知</b> |
| 障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮については、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人等との間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。                                     |  |
| ④   | <b>多様な学びの場の充実と相互の連携の促進</b>                     |
| すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことを目指すとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応えた指導ができるよう、小・中学校及び高等学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級と特別支援学校という「多様な学びの場」の充実を図るとともに、相互の連携を促進していきます。  |  |
| ⑤   | <b>教育相談・就学相談の実施</b>                            |
| 医療、保健、福祉等との連携のもと、幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。  |  |
| ⑥   | <b>関係機関相互の連携と教育支援計画の策定</b>                     |
| 障がいのある児童・生徒に対し、可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。 |  |
| ⑦   | <b>教育的ニーズに応じた教材の提供</b>                         |
| 障がいのある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供に努めます。  |  |
| ⑧   | <b>支援に関する調査研究と情報提供</b>                         |
| 障がいのある児童・生徒に対する指導方法に関する調査・研究の推進及び成果の普及を図るとともに、支援に関する先進的な事例の収集及び情報提供を行います。   |  |
| ⑨   | <b>就労支援の充実</b>                                 |
| 福祉・労働等の関係機関との連携のもと、障がいのある生徒の就労に向けた学習活動の充実や、実習先・進路先の開拓、卒業後に長く働き続けられるための支援の充実を図ります。   |  |
| ⑩   | <b>学校施設のバリアフリー化の推進</b>                         |
| 障がいのある児童・生徒の視点を踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進します。  |  |
| ⑪   | <b>教職員の専門性の確保及び指導力の向上</b>                      |
| 特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、教職員への研修の充実を図ります。  |  |

16 障害者権利条約第2条定義において、「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| ⑫  | <b>県立特別支援学校における医療的ケア児への支援</b> |
| <p>医療的ケアが必要な児童・生徒の安全確保を目的とした、支援体制を運営するための協議会等を開催するとともに、高度な医療的ケアに関する内容等の研修を実施します。</p> |                               |

## (8) いじめ、不登校等への対応

いじめや暴力行為、不登校など課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラー等の配置や、SNSを含む多様な教育相談等の取組みを充実させ、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図ります。

### 【主な事業】

|  |  |
|--|--|
| ①  | <b>スクールカウンセラー等の配置など、いじめ、不登校等の対策の充実</b> |
| <p>心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校等に対応します。</p>  |  |
| ②  | <b>いじめ・暴力行為等の未然防止対策の実施</b>             |
| <p>「かながわ元気な学校ネットワーク」として、各学校や各地区において、子どもがいじめや暴力行為等について自主的に考えるための取組みを推進するとともに、家庭でのコミュニケーションを大切にすることを保護者に啓発するための「ファミリー・コミュニケーション運動」等、県民への啓発活動に取り組みます。</p>         |  |
| ③  | <b>不登校児童・生徒の教育機会の確保の取組み</b>            |
| <p>フリースクールやフリースペースなどのNPO等との連携・協働により、不登校状態にある児童・生徒の教育の機会の確保に努め、児童・生徒の社会的自立を支援します。</p> <p>また、十分に義務教育を受けられなかった人たち等、多様化する教育的ニーズに応じるため、中学校夜間学級の設置について、支援していきます。</p> |  |
| ④  | <b>24時間子どもSOSダイヤルなど教育相談の推進</b>         |
| <p>24時間子どもSOSダイヤルでは、いじめをはじめ、広く子どもの困りについて、本人、保護者等が相談しやすいよう24時間365日対応します。また、幼児から18歳ぐらいまでの、不登校や支援を必要とする子どもの養育・教育・就学等について、児童・生徒本人、保護者、教員等からの相談を受け付けます。</p>         |  |
| ⑤  | <b>SNSを活用した相談事業</b>                    |
| <p>中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめを受けて一人で悩む子どもたちへの対応が課題となっていることから、SNSを活用した相談窓口を開設し、いじめ等に関する相談を受け付けます。</p>   |  |

## (9) 外国籍県民等の子育て支援の充実

外国につながる子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、外国籍県民を対象とした多言語による相談窓口の設置や、行政窓口での手続きや学校の面談等への通訳ボランティアの派遣等を実施する。

### 【主な事業】

|   |                           |
|---|---------------------------|
| ①   | <b>外国籍県民のための相談サービスの実施</b> |
| 「地球市民かながわプラザ」において、外国籍県民を対象とした多言語による相談事業（教育・一般・法律）を実施します。  |                           |
| ②   | <b>医療通訳事業の実施</b>          |
| 日本語を母語としない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、協定医療機関からの派遣依頼を受け、医療通訳スタッフを派遣する「医療通訳派遣システム事業」を実施します。  |                           |
| ③   | <b>多言語支援センターかながわの運営</b>   |
| 「多言語支援センターかながわ」をかながわ県民センター内に開設し、外国籍県民等へ多言語による情報提供・通訳支援を実施します。多言語での問合せに対応できる「コールセンター」の設置のほか、日本語を母語としない外国籍県民等が、行政窓口での手続きや学校の面談等で通訳を必要とする場合に、通訳ボランティアを紹介する「かながわ一般通訳支援事業」の実施や、地域における外国籍県民を支援する人材を育成するため、ボランティアスタッフ、保育士、保健師、児童福祉職員等を対象として、外国籍県民とその家族の状況や関連制度等についての研修を実施します。  |                           |
| ④   | <b>外国につながる児童・生徒への支援</b>   |
| <p>県内の小・中学校においては、帰国児童・生徒及び外国につながる児童・生徒への支援として、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が多数在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みごとの相談などの指導・支援を行います。</p> <p>また、県内で外国につながる子どもの支援を行っているNPO等との連携を密に図り、学校内外の支援を充実させていきます。</p> <p>高校においては、NPO等と協働して外国籍の生徒が多く在籍する県立高校に多文化教育コーディネーターや学習支援員を派遣するほか、通訳の派遣により外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るなど充実に努めます。</p> |                           |

## (10) ヤングケアラー<sup>17</sup>への支援

様々な背景を持ち、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで必要な支援を受けにくいヤングケアラーが自分の希望する人生や日々の暮らしを送れるよう、ヤングケアラーを社会全体で支えるための支援体制整備を図ります。

### 【主な事業】

|   |                       |
|---|-----------------------|
| ①   | <b>ケアラーコールセンター事業</b>  |
| <u>電話やSNSにより相談を受け付ける専用のワンストップ相談窓口を設置し、ヤングケアラーが気軽に悩みを相談でき、SOSを発信しやすい体制を整えます。また、周囲の大人からの相談も受け付け、ヤングケアラーの早期発見につなげます。</u> |                       |
| ②   | <b>ケアラー支援専門員配置事業</b>  |
| <u>ヤングケアラーに係る各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整など、ヤングケアラーを地域で支える体制づくりを支援します。</u>             |                       |
| ③   | <b>ケアラー居場所づくり支援事業</b> |
| <u>ケアラーズカフェなどヤングケアラー同士の交流の場を促進し、ヤングケアラーの居場所づくりを進めます。</u>  |                       |

<sup>17</sup> ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。



## 基本的視点2

# 「保護者が育てる力」を発揮するために

### 重点施策

#### 1

多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実

### 個別施策

- (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- (2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組み
- (3) 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み
- (4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み
- (5) 放課後児童クラブの整備
- (6) 教育・保育情報の公表

### (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

幼児期の教育・保育の需給計画に沿って、保育所の認可や認定こども園の認可・認定などを行い、教育・保育の提供体制の確保を進めます。また、市町村が教育・保育の提供体制の確保を円滑に行えるよう、広域的調整を含め、支援を行います。

#### 【主な事業】

|   |                          |
|---|--------------------------|
| ①   | 幼児期の教育・保育の提供体制の確保にかかる支援  |
| 実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき確保できるよう、保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。<br>また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。 |                          |
| ①   | 認可外保育施設の認可化促進            |
| <u>認可化を希望している認可外保育施設を対象に、専門家による指導・助言を行うなど認可化支援に取り組み、給付対象施設の確保を図ります。また、認可外保育施設の質の向上を図るため、施設の改修やICT化、安全対策に対して補助を行います。</u>                             |                          |
| ③   | 地域型保育事業と連携施設の円滑な連携にかかる支援 |
| 地域型保育事業の利用者が3歳となった以降も切れ目なく教育・保育の提供を受けられるよう連携施設の設置の促進や相互連携について、市町村と連携して進めます。   |                          |

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| <b>④</b>  | <b>保育所等利用待機児童解消に向けた取組み</b>          |
| <p>国の「子育て安心プラン」や「新たな経済政策パッケージ」等を踏まえ、国及び市町村と連携して、保育所等の受け皿整備を進めます。また、特に人数が多い1、2歳児の待機児童の解消に向け、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、幼稚園の一時預かり事業における対象事業の2歳児までの拡大等のさまざまな取組みを市町村と連携して進めます。</p> |                                     |
| <b>⑤</b>  | <b>保育所等利用待機児童解消に向けた市町村との連携</b>      |
| <p>神奈川県保育対策協議会<sup>18</sup>における市町村との情報交換や、市町村の保育提供区域ごとの待機児童数の見通しの把握等を通じ、市町村との連携の強化を図り、待機児童の解消を図ります。</p>   |                                     |
| <b>⑥</b>  | <b>認定こども園の普及促進</b>                  |
| <p>認定こども園の制度や認定こども園化のための手続き方法などについてわかりやすく周知するとともに、個別相談に対応し、認定こども園の普及を図ります。</p>  |                                     |
| <b>⑦</b>  | <b>幼稚園・保育所・小学校等の連携 【再掲】</b>         |
| <p>事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等を通じて、就学前児童と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。</p>   |                                     |
| <b>⑧</b>  | <b>施設型給付施設及び地域型保育事業の利用者に対する個人給付</b> |
| <p>幼稚園（施設型給付施設）、保育所、認定こども園の利用者に対し、個人給付を行い、質の高い教育・保育を提供します。</p>  |                                     |
| <b>⑨</b>  | <b>私立幼稚園の経常的運営費に対する支援</b>           |
| <p>教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立幼稚園の経常的運営費を支援します。</p>   |                                     |

## (2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組み

質の高い幼児教育や保育が円滑に行えるよう、関係機関と連携して、計画的に幼児教育や保育に従事する人材の確保を図ります。

また、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保・育成についても、市町村等と連携して進めます。

<sup>18</sup> 子ども・子育て支援法附則第14条第4項の規定に基づき、保育の需要に応ずるための市町村の取組みを支援するため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、平成30年に県が設置したもの

【主な事業】

|  |  |
|--|--|
| ①  | <b>神奈川県保育対策協議会の場を活用した保育士確保の取組み</b>     |
| 神奈川県保育対策協議会の場を活用し、保育士確保に係る効果的な方策について市町村とともに検討し、計画的に保育士確保の取組みを進めます。   |  |
| ②  | <b>新たに保育士資格を取得する者を増やす取組み</b>           |
| 地域限定保育士試験の実施による受験機会の拡大や、保育補助者を保育士養成施設に通わせて資格取得を支援する施設への支援など、新たに保育士資格を取得する者を増やす取組みを行います。  |  |
| ③  | <b>潜在資格者（幼稚園教諭・保育士）の復帰促進支援</b>         |
| 潜在資格者に対し、個別相談に応じるなどの職場復帰支援を、県と政令・中核市が共同で行います。また、就職支援セミナーや就職相談会等を開催し、現場復帰の働きかけを行うほか、団体が行う同様の取組みに対し支援を行います。  |  |
| ④  | <b>幼稚園教諭・保育士等の就業継続支援</b>               |
| 施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。<br>また、保育補助者の活用等を支援する取組みにより、保育士の負担軽減を図り、就業継続支援を行います。   |  |
| ⑤  | <b>幼稚園教諭、保育教諭、保育士等のキャリアアップの取組みへの支援</b> |
| 職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。   |  |
| ⑥  | <b>保育教諭確保のための支援</b>                    |
| 幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有する「保育教諭」の配置が必要です。国は、いずれか一方の資格でも保育教諭となれる特例期間と、一方の資格を有していない者が、不足している資格を取得しやすくするための緩和措置を令和6年度まで延長したことから、県では、こうした特例制度や資格取得のための支援制度について周知を図り、引き続き保育教諭の確保を図ります。 |  |
| ⑦  | <b>家庭的保育者や子育て支援員等の確保のための支援</b>         |
| 市町村が行う家庭的保育者や子育て支援員等として働くために必要な研修の実施について、市町村と連携して取り組むほか、市町村が実施する取組みに対して支援を行います。  |  |

### (3) 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み

職員の経験年数等段階に応じたスキル向上のための研修や、より高度な知識・技能を習得するための研修を実施する等、幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組みを推進していきます。

#### 【主な事業】

|  |   |
|--|---|
| ①  | <b>幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修の実施</b>       |
| <p>職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を体系的に行い、質の向上を図ります。また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の合同研修を行い、相互理解を図ります。</p> <p>加えて、保育実践に関する専門性を有する者（園長経験者）を活用して、教育内容や指導方法等について新規採用教員への指導、人材育成を図ります。</p> |   |
| ②  | <b>幼稚園教諭、保育士を対象として市町村等が実施する研修に対する支援</b> |
| <p>市町村や関係団体が行う職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修に対する支援を行います。</p>   |   |
| ③  | <b>「教育・保育要領」の周知</b>                     |
| <p>主に幼保連携型認定こども園の教育・保育の指針となる「教育・保育要領」の周知を図り、質の向上を図ります。</p>   |   |
| ④  | <b>家庭的保育者や子育て支援員等を対象とした研修に対する支援</b>     |
| <p>家庭的保育者や子育て支援員等の現任者に対し、質の向上を図る研修を市町村と連携して取り組むほか、市町村が行う研修に対する支援を行います。</p>   |   |

### (4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修を実施するほか、市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援する等、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組みを推進していきます。

#### 【主な事業】

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| ①  | <b>放課後児童支援員の認定資格研修等の実施</b>  |
| <p>放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修等を実施します。</p>            |                             |
| ②  | <b>放課後児童支援員等を対象とした研修の実施</b> |
| <p>児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブの従事者を対象に実施します。</p> |                             |

|   |   |
|---|---|
| ③   | <b>乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業従事者の質向上のための研修等の実施</b> |
| 市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援するとともに、これらの事業の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。                    |   |
| ④   | <b>ファミリー・サポート・センター事業等の従事者の質向上のための研修等の実施</b> |
| 市町村が実施しているファミリー・サポート・センター等の地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援するとともに、ファミリー・サポート・センター事業等の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。 |   |

## (5) 放課後児童クラブの整備

国の「新・放課後子ども総合プラン<sup>19)</sup>」を踏まえ、近年の保護者ニーズの高まりにより生じている放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、放課後児童クラブの設置・運営を行う市町村を支援します。

### 【主な事業】

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| ①   | <b>放課後児童クラブの設置・運営に対する支援</b> |
| 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休暇などを安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。<br>また、他の市町村の取組状況をわかりやすく情報提供するとともに、担当者への研修を行います。 |                             |

### 【参考】放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量【県全域】（各年度4月1日時点）

（単位：人）

|        | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度  | 令和6年度  |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 児童数    | 450,777 | 447,272 | 444,314 | 集計中    | 集計中    |
| 量の見込み① | 68,405  | 70,692  | 72,946  | 81,234 | 82,955 |
| 目標整備量② | 68,648  | 71,198  | 73,451  | 85,023 | 87,268 |
| 需給差②-① | 243     | 506     | 505     | 3,789  | 4,313  |

※ 各年度の児童数、量の見込み、目標整備量の数値は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県全域で集計したもの

<sup>19)</sup> 従来のプランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新たな放課後児童対策のプラン

## (6) 教育・保育情報の公表

子育て中の方が、子ども・子育て支援にかかる情報を気軽に入手できるよう、インターネットを活用した情報の公表を行います。

### 【主な事業】

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| ①  | <b>「子ども・子育て支援情報公表システム」による情報提供</b> |
| <p>子育て中の方が、<u>ひとつのwebサイトで全国の教育・保育施設等の情報を閲覧できるよう、独立行政法人福祉医療機構が構築し、運用する「子ども・子育て支援情報公表システム」</u>において、利用者が希望にあった施設や事業を選択できるよう、教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園や、小規模保育、家庭的保育などの地域型保育事業者の情報を提供します。</p> <p>また、同<u>システム</u>の施設情報の検索機能を活用して、子ども・子育て支援法で定められている情報公表項目を基本とする教育・保育情報の公表を行います。</p> |                                   |

(基本的視点2) 「保護者が育てる力」を発揮するために

重点施策

2

妊産婦及び子どもの健康の増進

個別施策

- (1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実
- (2) 小児医療の充実

(1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実

安心して出産・育児ができる保健医療体制を推進するため、特に、乳幼児や妊産婦の健康の保持・増進を図るための保健サービス、周産期救急医療や不妊治療への支援などへの対応を図ります。

【主な事業】

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
| ①  | 市町村母子保健事業の支援                     |
| 妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談及び支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化や、産後うつ予防などにより産後も安心して子育てができる支援体制の整備に向け、市町村との連絡調整会議や保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。 |                                  |
| ②  | 先天性代謝異常等検査の実施                    |
| 発症すると重篤な障がいや生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天的な疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障がいの発症防止を図ります。   |                                  |
| ③  | 周産期救急医療体制の整備                     |
| ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。  |                                  |
| ④  | 神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施 |
| 不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、 <a href="#">県庁本庁舎内</a> に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。  |                                  |

|   |                         |
|---|-------------------------|
| ⑤   | <b>低出生体重児の育児支援</b>      |
| <p><u>低出生体重児を育児する保護者を支援するため、子に応じた発育状況を記録でき、医療的ケアが必要な場合等にも役立てられるようにするとともに、医療従事者等との情報共有にも活用できる母子健康手帳のサブブックを作成します。</u></p> |                         |
| ⑥   | <b>乳幼児期における歯科保健の推進</b>  |
| <p>子どもの歯と口腔の健康づくりに関する相談窓口や、子どもとのふれあいを重視した歯みがき指導など、子育て支援に資する健康相談及び指導体制の充実を図ります。</p>                                      |                         |
| ⑦   | <b>風しん予防接種事業費に対する補助</b> |
| <p>妊娠を希望する女性やそのパートナー等に対する予防接種を促進するため、市町村が助成する予防接種費用の1/3を補助します。</p>  |                         |

## (2) 小児医療の充実

小児救急医療体制を整備するとともに、高度・専門医療の充実や長期療養等が必要な子どもへの支援等を行います。

### 【主な事業】

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| ①  | <b>小児救急電話相談の実施</b>                   |
| <p>夜間における子どもの体調や症状に関する保護者の不安を軽減するとともに、救急医療体制の円滑な運用に資するため、電話相談を実施します。</p>           |                                      |
| ②  | <b>小児救急医療体制の整備</b>                   |
| <p>夜間や休日の小児救急医療の確保・充実を図ります。</p>  |                                      |
| ③  | <b>小児在宅医療の充実</b>                     |
| <p>関係機関の連携促進に向けた取組みなどを通じて、小児在宅医療を支える体制の充実を図ります。</p>                                |                                      |
| ④  | <b>医療費負担軽減のための乳幼児医療費等における公費負担の実施</b> |
| <p>児童や児童を養育するひとり親の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、県内全市町村を実施主体として、児童やひとり親の医療費の自己負担分を助成します。</p> |                                      |
| ⑤  | <b>小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施</b>            |
| <p>特定の慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養が必要な児童とその保護者に対し、当該疾病にかかる医療費の助成事業を行います。</p>           |                                      |



(基本的視点2) 「保護者が育てる力」を発揮するために

重点施策

3

子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進

個別施策

- (1) 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等
- (2) 子育てに配慮した住宅施策
- (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (4) 子どもを犯罪から守るための活動等の推進
- (5) 子どもを災害・感染症から守るための施策
- (6) 予防のための子どもの死亡検証の推進

(1) 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等

子どもや子ども連れあるいは妊娠中の人安心して外出し、自由に移動して、気兼ねなく施設等を利用できるよう、公共施設や駅等のバリアフリー化などのまちづくり等を進めます。

【主な事業】

|   |                         |
|---|-------------------------|
| ①   | 子育て家庭を応援するまちづくりの推進      |
| 妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が開設しているwebサイト「子育て支援情報サービスかながわ」のモバイルサイトで提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。  |                         |
| ②   | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進 |
| 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障がい者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。<br>また、県条例を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、ホームページに掲載するなど、県条例の周知を図るとともに、関係団体、事業者団体、学識経験者等からなる「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、「バリアフリーフェスタかながわ」などの普及啓発事業を通してバリアフリーの街づくりに向けた普及・啓発を図ります。 |                         |
| ③   | 都市公園施設のユニバーサルデザイン化      |
| 園路や出入り口の段差解消、駐車場の障がい者用区画の設置、及び利用しやすいトイレの設置などにより、誰もが安全・安心にすごせる公園づくりを進めます。  |                         |

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| ④  | <b>公園・道路等の公共施設の美化の推進</b>       |
| 美しい県土づくりをめざすかながわクリーン運動の一環として、美しいまちをつくるため、県民、市町村、関係団体、県が協調・連携しながら公園・道路等の公共施設の清掃を実施します。                  |                                |
| ⑤  | <b>幅の広い歩道の整備</b>               |
| 誰もが安心して利用できるよう、幅員2.0m以上の幅広歩道を整備します。  |                                |
| ⑥  | <b>段差のない歩道等の整備</b>             |
| 横断歩道部やバス停部などについて、段差のない、通行しやすい歩道を整備します。   |                                |
| ⑦  | <b>県民を対象とした集いや催し等における託児の実施</b> |
| 子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、託児サービス付きマーク <sup>20</sup> を活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組みの促進を図ります。 |                                |
| ⑧  | <b>送迎バスの安全管理の徹底</b>            |
| <u>幼稚園や保育所等において、送迎バスに子どもが置き去りにされないよう、安全対策に関する事例を幼稚園・保育所等に提供するとともに、事故防止に関する啓発などを行い、安全管理を徹底します。</u>      |                                |

## (2) 子育てに配慮した住宅施策

子育て家庭が子どもの成長や家族数に応じて安心して子育てできるよう、県営住宅等への入居について優遇措置等を実施します。

### 【主な事業】

|   |                              |
|---|------------------------------|
| ①   | <b>県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施</b> |
| 県営住宅への入居者募集にあたって、子育て世帯に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。（一般の申込者と比較して、子育て世帯は新築住宅で5倍、あき家で3倍の優遇、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍の優遇） |                              |
| ②   | <b>子育てに適する県営住宅の提供</b>        |
| 子育て世帯に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる県営住宅を「子育て世帯向け住宅」として提供します。  |                              |

<sup>20</sup> 神奈川県内で開催されるイベント等のちらしなどでこのマークが付いているイベント等は、託児サービスがありますので、子育て中の保護者の方が、お子様を預けて安心して参加することができます。



|  |                               |
|--|-------------------------------|
| <b>③</b>   | <b>居住支援活動をとりまく周辺環境整備事業の実施</b> |
| <p>民間賃貸住宅への入居を拒まれる高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。</p> |                               |
| <b>④</b>   | <b>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の実施</b>  |
| <p>高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業者から、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。</p>                      |                               |

### (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全教育をはじめ、事故多発地点対策など、交通安全の施策に取り組むことにより、子どもを交通事故から守ります。

#### 【主な事業】

|  |                           |
|--|---------------------------|
| <b>①</b>   | <b>交通安全教育の推進</b>          |
| <p>幼稚園教諭、保育士、保護者及び地域の方等に、幼児の交通安全指導のための研修を行うとともに、学校等において児童等への交通安全教室を実施し、交通安全教育の推進を図ります。</p> <p>また、学校・家庭・地域の連携による、小・中・高校の一貫した総合的な交通安全教育に向け、交通安全教育研究会を中心に、研修講座の開催や指導資料の作成等を行い、交通安全教育の推進を図ります。</p> |                           |
| <b>②</b>   | <b>児童・幼児のヘルメット等の着用の推進</b> |
| <p>児童や幼児が自転車に乗車するときに、ヘルメットや幼児用座席でのシートベルトの着用の促進を図り、子どもの交通事故防止対策を実施します。</p>  |                           |
| <b>③</b>   | <b>交通事故多発区間（地点）対策の推進</b>  |
| <p>交通事故多発区間（地点）について、国、県、市町村等の道路管理者と県警察が一体となって事故要因や改善策を調査・検討し、安全施設等の整備促進を図り、子どもの事故防止対策を実施します。</p>   |                           |
| <b>④</b>   | <b>事故危険箇所対策の推進</b>        |
| <p>主に幹線道路の事故発生割合の高い区間において、関係機関が連携して効果的・効率的な対策を集中的に実施することにより、交通事故の削減を図ります。</p>  |                           |

|   |                    |
|---|--------------------|
| <b>⑤</b>  | <b>未就学児の交通安全対策</b> |
| <p>関係機関と連携して実施した「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」の結果を踏まえ、車止めや防護柵の設置等や横断歩道の整備等の必要な対策を実施するとともに、保育所等の園外活動を見守るキッズ・ガード等を配置する市町村への支援を行うことで、子どもが集団で移動する際の安全確保を図ります。</p> <p>また、子ども達の通行が多い生活道路等において、可搬式速度違反自動取締装置による速度取締りを実施することにより、車両の速度抑制を促し、当該速度規制の実効性を確保して、子どもの尊い命を交通事故から守ります。</p> |                    |

#### (4) 子どもを犯罪から守るための活動等の推進

子どもが犯罪被害に遭うことなく、安全に遊び、学ぶことができるよう、パトロール活動や情報提供等、地域や学校等における安全確保のための対策を進めます。

また、犯罪被害に遭ってしまった子どもやその保護者を支援するメニューや体制の整備を図ります。

##### 【主な事業】

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| <b>①</b>  | <b>子どもへの防犯指導を行う人材等の育成</b>           |
| <p>幼稚園、保育所、小学校の児童等を対象に防犯指導を行う人材等を育成します。また、地域住民等の防犯意識を高め、防犯活動への参加を促進します。</p>   |                                     |
| <b>②</b>  | <b>学校等における防犯教育の推進</b>               |
| <p>毎年、学校の防犯教室指導者を対象に「防犯教室研修講座」を開催し、防犯教育の推進に努めます。</p>  |                                     |
| <b>③</b>  | <b>犯罪等に関する情報提供と関係機関・団体との情報交換の実施</b> |
| <p>子どもの安全を確保するため、子どもが被害者となる犯罪等の情報を提供するとともに、各関係機関・団体の活動に役立てるために、相互の情報交換を行います。</p>  |                                     |
| <b>④</b>  | <b>学校付近や通学路等におけるパトロール活動の促進</b>      |
| <p>学校の周辺や通学路等における不審者等の出没に対してパトロール活動を実施するほか、市町村の教育委員会に対して学校安全に関する情報提供をしていくとともに、「子ども110番の家」や恒常的に子どもの見守り活動を行っている団体に対して、情報提供や活動に対する助言指導を行います。</p> |                                     |
| <b>⑤</b>  | <b>神奈川県警察スクールサポーターによる活動</b>         |
| <p>スクールサポーターは、警察、学校及び地域との連絡調整を図り、地域安全情報の提供や防犯指導等を通じて地域ボランティアの活動を支援するなど、児童等の安全を確保するための活動を行います。</p>   |                                     |

|  |  |
|--|--|
| ⑥  | <b>ピーガルくん子ども安全メール<sup>21</sup>による子どもの安全対策の支援</b> |
| <p>子どもの安全に関する情報の把握に努めるとともに、「ピーガルくん子ども安全メール」を活用した積極的な情報提供に努め、県民に対して注意を喚起します。</p> <p>さらに、子どもの安全確保に関する活動に活用してもらうため、同メールへの加入促進を図ります。</p>   |  |
| ⑦  | <b>犯罪被害者等への支援</b>                                |
| <p>犯罪被害に遭った子どもやその保護者等が、犯罪等によって壊された日常生活を一刻も早く回復できるよう、民間支援団体等と協働・連携して、カウンセリングや法律相談、検察庁や裁判所等への付添い等の支援を提供します。</p> <p>また、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民や事業者等の理解を促進するための普及啓発や、被害者等を支援する人材育成を実施します。</p> |  |
| ⑧  | <b>被害少年に対する立ち直り支援活動</b>                          |
| <p>犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージの軽減を図るため、少年相談員等が定期的な面接を通じてカウンセリングを行うなど、継続的な支援を行います。</p>   |  |
| ⑨  | <b>自主防犯活動への支援</b>                                |
| <p>子どもの見守り活動など、地域の防犯活動を行う団体に対して、様々な情報の提供などを通して、活動の立上げや充実のための支援を行います。</p>   |  |
| ⑩  | <b>子どもを性犯罪等から守る取組みについての研究</b>                    |
| <p><u>教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS<sup>22</sup>）の導入に向けた国の検討状況を注視し、子どもを性犯罪等から守る取組みについて研究します。</u></p>                                     |  |

<sup>21</sup> 子どもを犯罪から守るための情報（例えば、子どもに対する声かけ事案や不審者情報等）を電子メールで登録された携帯電話とパソコンにお知らせするサービスです。

<sup>22</sup> DBSは、英国内務省が管轄する「Disclosure and Barring Service」の略称です。

## (5) 子どもを災害・感染症から守るための施策

防災教育や防災訓練を通して意識の啓発や知識の普及を図るほか、施設の耐震化や物資の備蓄など、災害に対する備えを実施することにより、子どもを災害から守ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じ、子どもの「いのち」を守ります。

### 【主な事業】

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| ①   | <b>児童等が利用する施設の安全確保対策の推進</b>         |
| <p>保育所等における児童の安全確保等のため、市町村と連携し、災害時の対応や保護者との情報共有の取組みを推進するほか、地震防災対策計画の作成について助言・指導を行います。</p> <p>また、保護者等による引き取りまでの間の児童等の保護のために、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等について、市町村や保育所等と連携していきます。</p>  |                                     |
| ②   | <b>幼稚園や保育所等に対する耐震化への支援</b>          |
| <p>幼稚園や保育所等に対する耐震化にかかる支援を行います。</p>  |                                     |
| ③   | <b>学校における防災体制の整備</b>                |
| <p>災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各県立学校で作成している「学校防災活動マニュアル」の実効性をより一層高め、家庭・地域と連携した防災訓練を行います。さらに、県立学校の防災資機材等の整備に努めます。</p> <p>県立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。</p> <p>また、国や県の取組み等について私立学校に情報提供して、各学校における防災体制の整備を促進し、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。</p> |                                     |
| ④   | <b>学校における防災教育の充実</b>                |
| <p>児童・生徒が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。</p> <p>また、国や県の取組み等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。</p>     |                                     |
| ⑤   | <b>感染拡大防止対策のための保健衛生用品の購入及び購入費補助</b> |
| <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、県立学校及び公立幼稚園に消毒液の購入等を行うとともに、私立学校、私立幼稚園、認可外保育施設及び児童福祉施設等における保健衛生用品の購入費用に対して補助するほか、地域子ども・子育て支援事業において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために必要となる経費を市町村に対して補助します。</u></p>  |                                     |
| ⑥   | <b>感染拡大防止対策のための改修や設備の整備等への補助</b>    |
| <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、保育所等において必要な改修や設備の整備等を行う市町村に対し、その費用を補助します。</u></p>  |                                     |

|  |                              |
|--|------------------------------|
| ⑦  | <b>入学者選抜における感染症対策</b>        |
| <p>県立高校等の入学者選抜の実施に当たり、1検査室の受検生の人数を減らすための追加の会場に対応するため、受検会場への運営補助員の配置等を行います。</p> |                              |
| ⑧  | <b>特別支援学校の通学における感染拡大防止対策</b> |
| <p>特別支援学校スクールバスの感染拡大防止対策として、児童・生徒を分散乗車させるため、マイクロバスの運行等を行います。</p>               |                              |

## (6) 予防のための子どもの死亡検証の推進

子どもの死亡に関する効果的な予防策を導き出すことを目的に、複数の関係機関・専門家による検証体制の整備を図ります。

### 【主な事業】

|  |  |
|--|--|
| ①  | <b>予防のための子どもの死亡検証（CDR<sup>23</sup>）の体制整備に向けた研究</b> |
| <p>子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的に、国がモデル事業として試行的に実施している他道府県における検証事業を踏まえ、本県における体制整備について研究します。</p> |  |

<sup>23</sup> Child Death Review の略称

### 基本的視点3

## 「社会全体が支える力」を大きくするために

### 重点施策

#### 1

### 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり

### 個別施策

#### (1) 子育て支援推進の機運の醸成

#### (1) 子育て支援推進の機運の醸成

中高生や高齢者、現在子育て中でない方も含め、幅広い層の県民に対して、子育て支援活動の重要性に対する意識啓発を図り、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業等の認知度・参加意欲を高めていく取組みを進めます。

#### 【主な事業】

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| ①   | <b>神奈川県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発</b>     |
| 県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例のめざす「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育てを家庭を支援する機運を醸成します。 |                                     |
| ②   | <b>神奈川県子ども・子育て支援推進協議会による県民運動の展開</b> |
| 県条例に基づいて設立された神奈川県子ども・子育て支援推進協議会参加団体等の自主的な活動や、参加団体相互の情報交換・連携により、子どもが健やかにいきいきと育っていくことができ、県民が安心して子どもを生み育てることができる神奈川の実現をめざします。              |                                     |
| ③   | <b>かながわ子ども・子育て支援月間の実施</b>           |
| 毎年8月の「かながわ子ども・子育て支援月間」では、県や市町村、NPOや事業者が各地でイベントや相談窓口開設などを行い、県はその情報を取りまとめて周知等を図り、参加意欲を高めるとともに、子育てを応援する機運を醸成します。                           |                                     |
| ④   | <b>かながわ子ども・子育て支援大賞の実施</b>           |
| 地域団体やNPO法人、企業、商店街、個人等が行っている県内の子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運の醸成を図ります。                                      |                                     |



|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| ⑤  | <b>商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援</b> |
| <p>商店街等が抱える課題や意欲的な取組みに対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。</p>                                     |                                       |
| ⑥  | <b>かながわ子育て応援パスポート<sup>24</sup>の普及</b> |
| <p>子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。</p>   |                                       |
| ⑦  | <b>かながわ子どものみらい応援団による機運の醸成</b>         |
| <p>企業・NPO等と連携した、「かながわ子どものみらい応援団」により、子どもの貧困に対する県民の理解促進のためのフォーラム開催や地域の子ども支援活動を担う人材育成のための専門的研修を実施し、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図ります。</p> |                                       |

<sup>24</sup> 妊娠中の方や小学生以下の子どもがいる家庭からの登録を受け、スマートフォンやパソコン等を通じて神奈川県が発行した登録証（名称「かながわ子育て応援パスポート」）を、協力施設に提示することにより、割引や景品の提供など各施設が設定する優待サービスを受けることができます。

(基本的視点3) 「社会全体が支える力」を大きくするために

重点施策

2

地域における子ども・子育て支援の充実

個別施策

- (1) 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実
- (2) 地域の子育て支援団体等の活動の推進

(1) 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

地域子育て支援拠点や一時預かりなど、市町村が地域のニーズに合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、実施する市町村に対して支援を行います。

【主な事業】

|  |                    |
|--|--------------------|
| ①  | 利用者支援事業への支援        |
| 子育て家庭が幼稚園・保育所・小規模保育などの教育・保育施設、事業や地域の子ども・子育て支援事業などから、希望に合ったサービスを選択・利用できるように、市町村等が地域子育て支援拠点や行政窓口で行う利用者支援のための取組みに対し、支援を行います。    |                    |
| ②  | 一時預かり事業への支援        |
| 保護者の疾病や災害、育児疲れ等により、一時的にお子さんを保育所等で預かることで、安心な子育て環境を推進する市町村の取組みを支援します。 <u>また、低所得世帯等の利用者負担軽減を行う市町村に補助することで、家庭・養育環境の支援を強化します。</u> |                    |
| ③  | 私立幼稚園における預かり保育への支援 |
| 保護者の保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。   |                    |
| ④  | 地域子育て支援拠点事業への支援    |
| 子育て親子の交流促進や子育てに関する相談を受けるなどの事業を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る地域子育て支援拠点事業を実施する市町村への支援を行います。   |                    |
| ⑤  | 私立幼稚園における地域開放の推進   |
| 幼稚園の施設や教育機能を開放し、地域との連携を深めるため、地域とのふれあい交流事業や保護者に対する教育相談事業などを行う私立幼稚園の支援を行います。   |                    |

|   |   |
|---|---|
| ⑥   | <b>乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業への支援</b>              |
| <p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業や養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う養育支援訪問事業を実施する市町村への支援を行います。</p> |   |
| ⑦   | <b>子育て短期支援事業への支援</b>                        |
| <p>保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。</p>   |   |
| ⑧   | <b>ファミリー・サポート・センター事業への支援</b>                |
| <p>地域の実情に応じ、地域住民の会員制により保育支援等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村への支援を行います。</p>  |   |
| ⑨   | <b>病児保育事業への支援</b>                           |
| <p>病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児保育事業を実施する市町村への支援を行うとともに、<u>利用しやすい環境づくりを進めます。</u></p>                      |   |
| ⑩   | <b>延長保育事業や休日保育への支援</b>                      |
| <p><u>通常の保育時間を超えて保育所等での預かりを行う延長保育事業、休日に勤務が必要となる家庭の子どもを保育するための休日保育を実施する市町村への支援を行います。</u></p>                                   |   |
| ⑪   | <b>地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援</b> |
| <p><u>自然保育などを実施し、一定の基準を満たす施設等を利用する保護者に対して、利用料の一部を補助します。また、県のホームページに多様な保育に関するページを設けることを検討します。</u></p>                          |   |
| ⑫   | <b>親育ち支援事業への支援</b>                          |
| <p>保護者の育児の不安感、負担感を軽減し、自信と意欲を持って子育てに取り組むことができるよう、親育ち支援事業を実施する市町村への支援を行います。</p>   |   |
| ⑬   | <b>子育て世帯訪問支援事業への支援</b>                      |
| <p><u>虐待リスクの高まり等を未然に防ぐため、家事・育児等に不安・負担を抱えた子育て家庭等を対象に、訪問支援員による支援を行う市町村に対して補助を行います。</u></p>                                      |   |

## (2) 地域の子育て支援団体等の活動の推進

地域の子育て支援力の向上を図るため、関係者に研修機会を提供するなどの支援を行うとともに、様々な活動情報の共有が県全域で図られるよう、インターネットを活用した情報提供を推進します。

【主な事業】

|  |   |
|--|---|
| ①  | <b>民生委員・児童委員の研修の充実</b>                          |
| <p>日々の活動において子ども・子育て支援などを行っている民生委員・児童委員を対象に、活動に必要な知識や対応方法などを習得するための研修を実施し、委員の質の向上を図ります。</p>   |   |
| ②  | <b>P T Aなど保護者による活動の支援</b>                       |
| <p>P T A活動推進の中心的役割を果たす指導者を対象に、生涯学習指導者研修を開催し、団体運営及び活動上の諸問題や今日的課題について研究協議を行います。また、P T A活動の振興・充実を目的としたハンドブックを作成し、P T A会員の研修会や委員会活動等において活用します。</p> |   |
| ③  | <b>地域における子育て支援N P Oなどの活動支援</b>                  |
| <p>かながわ子ども・子育て支援活動交流フォーラム等により、子育て支援N P Oの抱える課題の解決や、N P O相互、企業や行政との連携を促進するほか、活動の認知度を高め、県民の参加を促す活動支援を行います。</p>                                   |   |
| ④  | <b>子ども・子育て支援に携わる市町村職員やN P O関係者の交流の促進及び研修の充実</b> |
| <p>地域での子ども・子育て支援に携わる市町村職員や子育て支援N P O・団体などが、顔がつながり、お互いの活動を知り、必要なネットワークが機能するきっかけづくりとなる交流会の開催や研修の充実を図ります。</p>                                     |   |
| ⑤  | <b>インターネットによる総合的な子育て支援情報の提供</b>                 |
| <p>行政サービス情報、幼稚園や保育所等の施設情報、企業・職場の情報、地域の情報等をインターネットにより提供するとともに、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報をモバイルサイトでも提供するなど、子育て支援に関する総合的な情報を県民に提供します。</p>      |   |
| ⑥  | <b>地域学校協働活動推進事業に対する支援</b>                       |
| <p>地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参画により土曜日などに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。</p>  |   |
| ⑦  | <b>地域未来塾推進事業に対する支援</b>                          |
| <p>学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。</p>  |   |

|   |                              |
|---|------------------------------|
| ⑧   | <b>コミュニティ・スクールの推進</b>        |
| <p>令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールを導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例等の情報を共有するとともに、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。</p> <p>市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を設置し、市町村教育委員会間で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。</p> |                              |
| ⑨   | <b>子どもの居場所づくりに対する支援 【再掲】</b> |
| <p>地域で子ども支援活動を担う人材の育成や活動のネットワーク化を促進するため、専門的な研修を実施し、地域における子どもを支援する体制の充実を図ります。</p>  |                              |

(基本的視点3) 「社会全体が支える力」を大きくするために

重点施策

3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

個別施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に取り組み、労働者自らが、長時間労働などの働き方を見直し、育児休業の取得等、仕事と子育てを両立できるよう、取組みを進めます。

【主な事業】

|   |  |
|---|--|
| ① | <b>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方」を実現するための総実労働時間の短縮等の普及啓発</b>  |
|   | ワーク・ライフ・バランスに関係したパンフレットの作成・配布等により、働いている県民の総実労働時間の短縮等を促進します。  |
| ② | <b>子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援</b>  |
|   | 仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等のトラブル等についての相談を実施します。 |
| ③ | <b>就業の分野における男女共同参画社会の促進</b>  |
|   | 神奈川県男女共同参画推進条例に基づき企業における男女共同参画の推進状況を把握し、結果を企業に提供するとともに公表し、企業の男女共同参画の促進を図ります。   |
| ④ | <b><u>男性の家事・育児の促進</u></b>  |
|   | <u>企業等の経営層向けに、職場における意識改革・行動変革を促すセミナーを実施するとともに、ウェブサイト等により、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進するための情報発信、情報提供を行います。</u>                            |

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ⑤   | <b>かながわ版父子手帳「パパノミカタ」の普及促進</b>    |
| 子育て初心者の男性の育児参画を応援するため、子育てに関する基礎知識やコミュニケーションのヒントなど、「パパ」になる方の「ミカタ」となる情報を集めたwebサイト「パパノミカタ」の普及促進を図ります。                      |                                  |
| ⑥   | <b>「かながわ女性の活躍応援団」による女性の活躍の推進</b> |
| <u>神奈川にゆかりのある大企業等のトップによる「かながわ女性の活躍応援団」の取り組みとして、啓発講座等による意識啓発やかながわ女性の活躍応援サポーターの参加登録拡大などを進め、女性活躍推進のための社会的ムーブメントを拡大します。</u> |                                  |

## (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

労働時間短縮など男性を含めた働き方の見直し、育児休業制度の普及と取得促進、弾力的な労働時間や勤務形態の導入など仕事と子育ての両立に向けた取り組み、地域における次世代育成支援への貢献など、企業等における次世代育成支援の取り組みを促進します。

### 【主な事業】

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ①   | <b>神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証の推進</b> |
| 県条例に基づき、従業員のため子ども・子育て支援に取り組む体制等が整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」 <sup>25</sup> として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。   |                                       |
| ②   | <b>企業による子どもと子育て家庭支援の促進</b>            |
| 県条例に基づく毎年8月の「かながわ子ども・子育て支援月間」で行う各種イベント・事業や、企業との連携による家庭教育支援など、機会を捉えて、企業による子ども・子育て支援活動を働きかけるとともに、NPOや行政、企業相互の連携・協力の促進を図ります。     |                                       |
| ③   | <b>企業における仕事と子育ての両立のための基盤整備</b>        |
| ワーク・ライフ・バランス導入促進を目的とした企業向けガイドブック等の作成や <a href="#">アドバイザー</a> の派遣など、ワーク・ライフ・バランスの県内企業における取組みを支援することにより、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。 |                                       |

<sup>25</sup> (1)育児・介護休業法で義務付けられている育児休業などを就業規則に明記していること、(2)仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者を明確にしていること、(3)子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること、(4)計画内容や事業活動が関係法令に照らして適切であることを要件としています。



|   |                                |
|---|--------------------------------|
| ④   | <b>医療機関内の保育所に対する支援</b>         |
| <p>医師・看護師等が子育てをしながら働き続けることができるよう、院内保育所の施設整備や運営費に対して助成しています。</p>         |                                |
| ⑤   | <b>介護職員子育て支援代替職員の配置に対する補助</b>  |
| <p>出産・育児休業等から復職した介護職員等が短時間勤務をする際に代替職員を雇用する場合、県が介護事業所に対し費用の一部を補助します。</p> |                                |
| ⑥   | <b>イクボス<sup>26</sup>の取組み推進</b> |
| <p>県では知事をはじめとする幹部職員が「イクボス」になることを宣言するとともに、PR動画などによる周知・啓発に取り組みます。</p>     |                                |

<sup>26</sup> 部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司



(基本的視点3) 「社会全体が支える力」を大きくするために

重点施策

4

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

個別施策

(1) ライフステージに応じたきめ細かな支援

(1) ライフステージに応じたきめ細かな支援

結婚から妊娠、出産、育児と、ライフステージに応じたきめ細かな切れ目ない支援を関係機関と連携して行うことにより、少子化対策の取組みのさらなる強化を進めます。

【主な事業】

ア 子どもの頃から結婚まで～ライフキャリア教育、職業的自立・結婚支援～

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ①   | 男女共同参画意識の普及・啓発                   |
| 子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。 |                                  |
| ②   | 未病女子対策の推進                        |
| 女性の活躍を支援するため、女性特有の健康課題やその対処法に関する正しい知識の普及を図るなど、女性の未病改善に向けた取組みを推進します。   |                                  |
| ③   | かながわ若者就職支援センターにおける就業支援 【再掲】      |
| 就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラーが個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つグループワーク等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援します。  |                                  |
| ④   | 職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施 【再掲】 |
| 若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。   |                                  |

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ⑤   | <b>地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援 【再掲】</b> |
| ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。                       |                                       |
| ⑥   | <b>恋カナ！プロジェクトの実施</b>                  |
| 市町村及び企業・団体等と結婚支援に関して連携した取組や情報の共有を図るとともに、結婚を希望する方に対して情報発信を行い、結婚に向けた機運の醸成を図ります。 |                                       |

## イ 妊娠・出産 ～妊娠・出産の希望をかなえる取組み～

|  |  |
|--|--|
| ①  | <b>市町村母子保健事業の支援 【再掲】</b>                     |
| 妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談及び支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化や、産後うつ予防などにより産後も安心して子育てができる支援体制の整備に向け、市町村との連絡調整会議や保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。 |  |
| ②  | <b>妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施 【再掲】</b>             |
| 特に10代後半～30代前半の男女を対象に、妊娠・出産の適齢期を理解し、自身の健康管理を学んだ上で自らの将来を考え選択する力をはぐくむ支援を図ります。   |  |
| ③  | <b>望まない妊娠等に関する相談事業の実施</b>                    |
| 望まない妊娠等の妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。   |  |
| ④  | <b>神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施 【再掲】</b> |
| 不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、 <b>県庁本庁舎</b> 内に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。<br>また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。   |  |
| ⑤  | <b>先天性代謝異常等検査の実施 【再掲】</b>                    |
| 発症すると重篤な障がいや生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天性な疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障がいの発症防止を図ります。   |  |
| ⑥  | <b>周産期救急医療体制の整備 【再掲】</b>                     |
| ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。  |  |

## ウ 育児 ～子どものいる生活を支える取組み～

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| ①  | 幼児期の教育・保育の提供体制の確保 【再掲】        |
| 地域の実情に応じ、住民のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制の確保を市町村と連携して図ります。   |                               |
| ②  | 子育て家庭を応援するまちづくりの推進 【再掲】       |
| 妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が開設しているwebサイト「子育て支援情報サービスかながわ」のモバイルサイトで提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。   |                               |
| ③  | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進 【再掲】  |
| 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障がい者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。<br>また、県条例を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、ホームページに掲載するなど、県条例の周知を図るとともに、関係団体、事業者団体、学識経験者等からなる「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、「バリアフリーフェスタかながわ」などの普及啓発事業を通して、バリアフリーの街づくりに向けた普及・啓発を図ります。 |                               |
| ④  | 県民を対象とした集いや催し等における託児の実施 【再掲】  |
| 子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、託児サービス付きマークを活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組みの促進を図ります。  |                               |
| ⑤  | 女性の就業支援                       |
| <u>マザーズハローワーク横浜内に設置した「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、育児期等の女性の就業を支援します。</u>  |                               |
| ⑥  | 子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援 【再掲】   |
| 仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等のトラブル等についての相談を実施します。   |                               |
| ⑦  | 神奈川県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発 【再掲】 |
| 県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例のめざす「生まれてきてよかった」「生き育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。   |                               |

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| ⑧  | 商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援【再掲】 |
| <p>商店街等が抱える課題や意欲的な取組みに対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。</p> |                                    |
| ⑨  | かながわ子育て応援パスポートの普及【再掲】              |
| <p>子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。</p>                   |                                    |